

# 1. 平成30年第5回郡上市議会定例会議事日程（第4日）

平成30年12月6日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

## 2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	三島一貴	2番	森藤文男
3番	原喜与美	4番	野田勝彦
5番	山川直保	6番	田中康久
7番	森喜人	8番	田代はつ江
9番	兼山悌孝	10番	山田忠平
11番	古川文雄	12番	清水正照
13番	上田謙市	14番	武藤忠樹
15番	尾村忠雄	16番	渡辺友三
17番	清水敏夫	18番	美谷添生

## 4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

## 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	青木修
教育長	石田誠	市長公室長	日置美晴
総務部長	乾松幸	市長公室付部長	置田優一
健康福祉部長	丸茂紀子	農林水産部長	下平典良
商工観光部長	福手均	建設部長	尾藤康春
環境水道部長	馬場好美	郡上偕楽園長	清水宗人
教育次長	丸山功	会計管理者	遠藤正史
消防長	桑原正明	郡上市民病院 事務局長	古田年久

国保白鳥病院  
事務局 長 藤 代 求

代表監査委員 大 坪 博 之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局 長 岡 文 男

議会事務局  
議会総務課 長 竹 下 光  
補 佐

議会事務局  
議会総務課 主 事 細 川 珠 代

### ◎開議の宣告

○議長（兼山悌孝君） おはようございます。議員各位には、連日の出務、御苦労さまでございます。ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

（午前 9時30分）

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（兼山悌孝君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、5番 山川直保君、6番 田中康久君を指名いたします。

---

### ◎一般質問

○議長（兼山悌孝君） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序は、あらかじめ抽せんで決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いいたします。

---

### ◇ 森 藤 文 男 君

○議長（兼山悌孝君） それでは、2番 森藤文男君の質問を許可いたします。

2番 森藤文男君。

○2番（森藤文男君） おはようございます。それでは、議長さんより発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

私は、いつも一般質問するときは、このネクタイでございます。きのう市長さんは同じようなネクタイでしたので、きょうもしていただけるのかなと思いましたが、きょう違いました。きょうざっと見渡すと、置田部長が多分それらしきネクタイをされておりますので、置田部長が応援していただいとると思ひながら質問をさせていただきます。

今回、大きく3点でございます。学校教育における通級指導について、2点目が放課後健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブ、3問目に、地元経済の再構築についてということで質問させていただきます。

ぜひとも、小道具を準備しておりますので、3問目まではぜひ行きたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは初めに、学校教育における通級指導について質問をさせていただきます。

私がこの質問に至った経緯なのですが、前回の定例会におきましても、精神障がい者に対する交通機関の運賃割引の適用を求める意見書というのを郡上市議会として出させていただきましたし、文教民生常任委員に私は所属をしておるんですが、行政視察ということで、奈良県の橿原市に行つてまいりました。そのときに発達支援センターについてということで勉強してまいりました。そういったことでとり着いたのは、学校教育における通級の指導ということでありました。

特別支援教育について、障がいがあることにより、通常の学級における指導だけでは、その能力を十分に伸ばすことが困難な子どもたちについては、一人一人の障がいの種類、程度に応じ、特別な配慮のもとに、特別支援学校や小中学校の特別支援学級、あるいは通級による指導において、適切な教育が行われております。

近年、特別支援学校や特別支援学級に在籍している児童生徒が増加する傾向にあり、通級による指導を受けている児童生徒も、平成5年の制度開始以降、増加をしております。

この通級による指導とは、小学校または中学の通常の学級に在籍している軽度の障がいのある児童生徒に対して、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、障がいに応じた特別な指導を特別な場で行うという指導、形態でございます。

この通級による指導の対象者が2015年、平成27年度に初めて、これは全国ですが、9万人を超えたことが文部科学省の調査でわかっております。

調査によると2015年、平成27年でございますが、5月1日現在で、公立小中学校で通級による指導を受けている児童生徒の数は、小学校で8万768人、これは前年度比7.2%増でございます。中学校が9,502人で、前年度比が13.3%増であります。計9万270人、これは2つ合わせますと、前年度比が7.8%の増ということでございます。

学習障がいなど発達障がいのある子どもたちが通級指導の対象となった2006年、平成18年で、そのときの通級指導の対象者は4万1,448人でしたので、この9年間で約2.2倍に増加をしております。

通級指導を受けている子どもたちを障がい別に見ると、言語障がい39.1%、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）16.2%、自閉症15.7%、学習障がい（LD）が14.6%、情緒障がい11.8%、あと難聴、弱視ということで、現在では発達障がいの子どもの約半数を占めております。

通級指導に対するニーズは、今後もふえることは、これは確実であります。通級指導の設置校の増加、通級指導教員の増員などの体制整備とともに、通級指導に関する理解、早期の教育的対応について、教育現場や保護者の方からも要望がございます。市内の通級指導の現状と課題及び対策について伺いたいと思います。

私は、たびたび現場を回らせていただくので、小学校の校長先生とかもいろいろお話を聞く中で、いろいろと本当に子どもたちのために支援をしていただきたいというふうな声もいただいております。

すので、その点も踏まえながら、教育長のほうから御答弁いただきたいと思いますので、よろしく  
お願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 教育長 石田誠君。

○教育長（石田 誠君） それでは、お答えをいたします。

初めに、今回御質問いただいたことによって、通級指導について、皆さん方に御理解いただける  
チャンスをいただいたことに感謝申し上げます。

通級指導の現状について、まずお答えします。

郡上市内には、5つの学校に通級指導教室が開設されております。そのうちLD、ADHDの障  
がいを対象とする通級指導教室が開催されているのは、白鳥小、三城小、八幡中、白鳥中学校の  
4校です。それから、言語の訓練をするために開設されている学校が八幡小の1校でございます。

今年度は、そうした通級指導教室に小学生が46名、中学生が35名在籍し、週に1時間から2時間、  
それぞれの特性に応じた指導を受けております。

先ほど障がいについて説明がありましたが、LD、学習障がいとは、全般的な知識の発達のおく  
れはないんですが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する、その他の能力が著しく困難が  
ある状態を言います。

また、ADHD、注意欠陥・多動性障がいについては、自分をコントロールする力が弱く、それ  
が行動面の問題となってあらわれている状態を言います。

このような状態で困っている子どもたちに、その困り感を軽減したり克服するために指導を行う  
のが通級指導教室でございます。

小学校の通級指導教室には、主に文字を書くこと、それから文字を読み取ることに困難がある児  
童、また中学校には、主に人から注目されることに不安を感じたり、心情面の不安定が増大したり  
する生徒が通っております。

通級指導教室では、人間関係の形成に関する自立を中心としたソーシャルスキルトレーニングに  
より、社会的能力の向上を図ったり、言語の形成やその活用、自立を行ったりするためのコミュニ  
ケーション能力の育成を図っております。

その中での課題については、2点、お話をさせていただきます。

1点目でございますが、子どもたちが通級教室に通ったほうがいいと判断された場合、自分が通  
う学校に通級指導教室が設置されていない場合があります。この場合は親さんが時間がかかること  
等で入級を申請されない場合もありますが、このような児童生徒に対しては、学校の職員が時間を  
やりくりしながら対応していただいておりますので、職員の負担が大変大きいという課題がありま  
す。

2点目でございますが、通級指導教室の申請は、市から県教委のほうへ申請をしておりますが、

どの地区においても、現在通級指導教室の開設のニーズが非常に高くなっており、希望してもなかなかかなえられないということがあります。よって、市教委、それから校長会も県教委に対して、継続的に増設の要望を出しているということです。

では、そのようなことに対して、どのような対応ということですが、引き続き、県の教育委員会には、巡回して加配教員を配置いただいて対応するような職員の配置をお願いできないかということをお願いしていくと。

2点目ですが、なかなか県の対応については不確定な部分がありますので、通級指導を担当する教員を市費で採用し、複数の学校と兼務することによって、先ほどの困り感のある子どもたちに、週に何時間か指導が受けられるようなことができないかということについて、市費による予算化を現在進めておるところでございます。

以上でございます。

(2番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 森藤文男君。

○2番(森藤文男君) ありがとうございます。今ほどの答弁の中で、巡回で指導されているとか、あとこれ県対応、県費らしいんです。ちょっと調べましたら、県のほうの規定ですと、13名以上ないと加配できないというふうなことでありますが、13名を超える児童生徒というのは、岐阜県内でもたくさん見えるそうなんです。

そうした場合に、例えば40名とか30名いる、結構数の多いところから優先的にというようなことですので、郡上の場合は40名というふうな数ではございませんので、なかなか県からの加配になる可能性が、ちょっと低いかなというふうに思います。

予算、これ市費にてということ考えてみえるということですが、その点に関しまして、最終的に市長さんのほうが判断をされるということですので、ぜひとも未来に向かって子どもたちは、今現在が非常に大事だと思いますので、その点、踏まえながら予算執行に関しての御答弁を市長さんをお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長(兼山悌孝君) 市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) お答えをいたしたいと思います。森藤議員御指摘のように、学習障がいを抱えている子どもたち、いわゆるLD、それから注意欠陥・多動性障がいと言われる、ADHDと略称されておりますが、そうした子どもたちの教育というのは非常に大切でございます。

本来は義務教育でありますので、しっかり、ただいまもお話ございましたように、県の教育委員会において加配措置等がしっかりとられることが本来であるというふうに思いますので、引き続き、県の教育委員会へ市の教育委員会からも強く要請をしてもらいたいというふうに思っておりますが、実際にはなかなか難しいという問題もあるようでございますので、その辺の事情を踏まえまして、

来年度の予算編成に当たって状況を詳細にお聞きをいたしまして、適切な対応してまいりたいと思います。

(2番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 森藤文男君。

○2番(森藤文男君) ありがとうございます。実は私、一般質問、通告をしたのは、今回、初めて市長さんに御答弁いただいておりますので、非常にどきどきいたしました。3問目も市長さんに答弁を求めるようにしておりますので、またよろしくお願ひします。非常に前向きに答弁いただきましたので御礼申し上げます。

それでは、2点目の質問に移らせていただきます。2点目ですが、放課後児童健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブについてであります。前回は放課後児童クラブについては、少し触れさせていただきましたが、引き続き、また質問させていただきます。

これ繰り返しますが、放課後児童クラブ、これは就労などの理由で、児童が帰宅しても保護者がいない家庭を対象に、放課後や長期休暇に児童を預かる事業で、NPO法人、保護者会が運営主体となり、市内では今現在9カ所で開設をされております。

平成21年度からの延べ人数は6,009人、平成22年度が1万4,489人です。昨年度、平成29年度は3万3,436人の事業実績でございました。

市の放課後児童クラブに関するアンケート調査から算出されたニーズ量からも、潜在ニーズがうかがえることから、今後も小学校6年生までを対象とした、各クラブの自主的な運営を尊重しつつ事業を継承していく。

また未開設の小中学校区については、利用者希望数を把握しながら、送迎及び開設場所等について、郡上市放課後子どもプラン運営委員会で意見を聞きながら、実施団体と協議を行い、開設も進めます。また、利用しやすい利用料金の設定を行うとのことでもございました。

開設場所についてですが、放課後児童クラブ運営指針というものがあります。この第6章の中に、設備、衛生管理及び安全対策というところがあります。ここを見ますと、衛生及び安全が確保された設備を整え、子どもの所持品を収納するロッカーや子どもの生活に必要な備品、遊びを豊かにするための遊具及び図書を備えるとあります。

現在、郡上市内に9カ所開設されておりますが、全部ではありませんが、結構開設されている児童クラブを回らせていただきました。中には、この要件を満たしてないんじゃないかなというところもございまして、そういった課題もあると思いますが、こういったことを踏まえまして、市内の現状と課題及び小学校内、学校に余裕教室がない場合がございます。

現在、市内には八幡小学校が10学級、白鳥小学校が9学級で、ほとんどが単学級ですので、ほぼ余裕教室のほうは多分ないと思われませんが、開設の場所としては、小学校内が望ましいんじゃない

かということが多いんですけども、そういった場合、余裕教室がない場合は、通学路沿線付近の例えば空き家とか公民館といったようなところを利用するといったような活用の是非もどうかと思うんですが、そこら辺をまず踏まえての質問と、それから今後、多くの放課後児童クラブを運営していく上で、各クラブの自主的な運営を尊重するというのも大事だと思いますが、複数の放課後児童クラブを一元的に管理するような体制を構築することは、児童への対応が非常に効率よく行えるという声も非常もあります、現場の方にとりましたら。そういったことに対して、どのように考えるか、質問をさせていただきますので、よろしく御答弁をお願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 健康福祉部長 丸茂紀子君。

○健康福祉部長（丸茂紀子君） それでは、お答えさせていただきます。

議員おっしゃられるとおり、現在、郡上市内では9カ所の放課後児童クラブを開設しております、先ほど延べ利用者数が、言われましたけど、年々利用者数が増加している状況であります。そういう中、未設置の小学校区への設置を希望される声も聞かれるようになっておりますので、市としても検討しているところではございます。

放課後児童クラブを新規開設するには、国のガイドラインによれば、小学校の余裕教室を利用することが望ましいとされておりますが、郡上市ではもともと各学年一クラスといった、先ほどおっしゃられましたけど、単式学級として校舎が建てられている小学校がほとんどでありまして、子どもの数が少なくなっても、余裕教室として使える教室が少ないというのが現状であると思います。

そういう中で、自分の小学校にクラブがない児童につきましては、ファミリーサポートでありますとか支援員の送迎により、他の学校のクラブを利用しておりますが、送迎にかかわってみえます支援員さんは、子どもさんを乗せて移動というようなところで、大変車の運転、安全に配慮しなければならぬと、負担となっているという現状もお聞きしております。

国が示しております新・放課後子ども総合プランにおきましては、2023年までに全国で30万人分の受け皿を整備すること。2つ目、小学校内で一体型として1万カ所以上で実施することを目指す。3点目が、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。4点目が、子どもの自主性、社会性等により、より一層の向上を図るといったことが目標と掲げられております。

新規開設に当たりまして、郡上市における課題といたしましては、先ほど申しましたように、余裕のない小学校におきましては、余裕教室にかわる場所を確保することと考えております。

小学校の通学路沿線の公民館、集会所等を開設場所にすることができないか、現在も検討はしているところではありますが、今後ともそういうところを使うということにつきまして、地域の自治会等、皆様の協力もお願いしていきたいと考えております。

もう一点目の運営に関しまして、これまでそれぞれが活動してきた各クラブの横の連携に密にし

ようと、今年度より郡上市放課後児童クラブ連絡会というものを立ち上げまして、2カ月に1回、調整会議を開催しております。

その会議の中では、各クラブの運営上の問題などを共有しまして、支援員の確保でありますとか、効率的な事務執行のために、今後市内のクラブが一つの運営母体となり、各地域の放課後児童クラブが安定した運営ができるような体制づくりを現在検討しているところでございます。

以上です。

(2番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 森藤文男君。

○2番(森藤文男君) ありがとうございます。今ほど答弁の中で、これからも一元的な管理をというように、前向きな答弁をいただきましたので、ぜひ子どもたちのためには、そのような方向でお骨折りをいただきたいと思えます。

関連して、2問目なんですけど、平成26年から地方分権改革の提案募集方式というのが導入されております。これは内閣府の方から送っていただいた29年、30年度の提案募集方式というふうな冊子でございますが、これ送っていただいたので、執行部の方にもお配りはさせていただきます。

この中で、これは地域が直面する課題というのは、それぞれ異なっていて、国の制度が地域の実情に応じた仕組みになっているのか、国主導の改革から地域の発意に基づき改革を推進する地方分権改革の新しいこれは仕組みのことです。

この放課後児童クラブについても、提案募集というふうなことで、全国から提案がされております。提案主体が全国知事会、全国市長会、全国町村会、岐阜県、本巣市、中津川市、山県市、また豊川市、半田市、あと出雲市とか栃木県とか松山市とか広島市等がありますが、今、国のほうで放課後児童クラブの従うべき基準の参酌化に関する検討等というふうな資料があります。

前もそうなんですけど、7月にも東京の内閣府の地方分権改革推進室というところに行ってきました。10月にも、今回、放課後児童クラブのことで相談ということか、情報を得に内閣府のほうに行ってきました。そのときにいろいろこういった資料もいただきましたので、執行部の方にもぜひごらんいただくようにお配りしております。

こういったことで、30年度までに放課後児童クラブの従うべき基準の、これは今度参酌化であります、に関する検討等が30年度中に結論が出ます。現在の放課後児童支援員のこれは資格と人数を従うべき基準としておりますが、大都市でも過疎地でも、全国一律で必ず国の基準に合わせなければならぬということが、支障としては、地方では人材確保が難しい。放課後児童クラブの増設ができないということは、放課後の子どもの居場所がなくなる、あるいは待機児童がふえるというふうなことであります。

検討内容として、地方の創意工夫を生かすために、従うべき基準を参酌化、国の基準を十分参照

した上で、地域の実情に合った基準が定められております。効果として、地域の実情に応じた運営の工夫で、放課後児童クラブの増設ができて、子どもの居場所の確保とか、待機児童の解消というような内容で議論がされておりますが、こういった今後、市として放課後児童クラブのこういったような参酌化に向けてのことが出た場合に、来年度、こういったようなことを想定されながら展開をされるのかということで質問させていただきたいと思っておりますので、お願いをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 健康福祉部長 丸茂紀子君。

○健康福祉部長（丸茂紀子君） ではお答えさせていただきたいと思っております。

現在、放課後児童クラブの支援員の基準というのは、放課後児童クラブごとに保育士であったり社会福祉士、あと教員の免許、資格を持つという一定の資格要件があります。さらに研修を受けた2人以上の放課後児童支援員が必要と、従うべき基準として示されておりますが、現在規定している資格と員数を、国の基準を十分参酌した上で、地域の実情に合った基準を定められるよう、従うべき基準との参酌化を提案しているものでありまして、議員おっしゃられたとおり、平成30年度中に結論が出るというものです。

郡上市の現在の放課後児童クラブの現状を申し上げますと、幸い提案の趣旨にあるような支援員の資格と員数について、従うべき基準の影響により人員確保が難しく、放課後児童クラブが増設できないことによる、待機児童でありますとか、放課後の児童の居場所がない等の支障は出ておりません。

しかし、放課後児童クラブごとに保育士や教員等の一定の資格があり、さらに研修を受けた2人以上の放課後児童支援員が必要という、資格と員数についての従うべき基準が参酌化されることにより、支援員の人材が今までより確保しやすくなる。そして、放課後児童クラブ未設置の小中学校区では、クラブの開設もしやすくなると考えております。

このために、支援員の資格と員数について、従うべき基準について参酌化の結論が出れば、基準を定めております郡上市の条例等を改正しまして、各小学校に1クラブ設置することを目標に事業を進めていきたいと考えております。

以上です。

（2番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 森藤文男君。

○2番（森藤文男君） ありがとうございます。一部のメディア、11月、多分19日だと思ったんですが、放課後児童クラブにかかわる従うべき基準が撤廃される旨の記事が出ておったんですが、これは問い合わせをしてみたんですが、参事官補佐の方から連絡ありましたが、正しくは現行の基準の内容をそのままに参酌すべき基準を改正される予定ですので、基準の持つ法的性質が変わるという意味合いになります。つまり基準に従わなければ違法となる性質だった法律が、基準を参照しさえ

すれば適用となるといった点が、最大のポイントですというふうなことでメールが来ました。

また、今、条例等のということでありましたが、市町村で運用が可能となる時期については、まだ明らかではありませんが、児童福祉法の改正は早くとも来年度になりますので、その後、市町村が条例改正に着手する期間を考慮すれば、平成32年からの施行が現実的だと思いますというふうなこともいただいております。

そういった情報等もいろいろ入ってきますので、共有しながらまたいい形で今後進めていけばいいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、最後の質問になりますが、地元経済の再構築についてというふうなことで質問をさせていただきます。

「GUJOプラス」という本があります。これ「GUJOプラス」です。この中で市長さんがコラムを書いてみえます。これコラムの中の13号だと思ったんですが、「ずっと郡上もつと郡上」の中で、この2冊の本をと題して、郡上のこれからを考える上でとても参考になるな、みんなにも読んでほしいなと市長さんがおっしゃっている2冊の本が紹介をされております。この2冊の本である。

1冊は、「地元経済を創りなおす——分析・診断・対策」、もう一冊が「人口減少時代の都市—成熟型のまちづくりへ」、この2冊を紹介されております。コラムのこの結びには、郡上の地元経済の再構築、成熟型のまちづくりにともに考え取り組みましょうというふうにしてあります。

今回は、この「地元経済を創りなおす」、こちらのほうから質問をさせていただきます。

本を読んでいただければわかりますし、「GUJOプラス」も読んでいただければ、市長さんのほうから簡単にまとめてございますが、この本では、持続可能な地域にしていくために、都市集中シナリオではなく、地方分散シナリオがより望ましく、地域内の経済循環をしっかりと回せるようにしておかないと持続不可能になってしまう。地域経済を今取り戻さなくてはいけないということで、地方からの、地域からのお金の流出を減らす。一旦地域に入ったお金をどれだけその地域内で循環し、滞留させるかが大切である。また、地域の循環に関しては、最終的にその地域から出ていく前に、何回地域内で使われるかという、地域内乗数効果が地域経済を潤すというようなことが書いてございます。

この漏れバケツ、中に漏れバケツということで紹介をされているので紹介をさせていただきます。郡上の経済については、6月の定例会でも田中議員が郡上の経済ということで質問をされたと思いますが、本にあるとおりに、小道具をつくってまいりましたので、漏れバケツについて説明をさせていただきます。

これ郡上市とっていただきたいです。これが郡上市です。郡上市には、入ってくるお金としては市税、国からの補助金、あるいは企業誘致、国からの交付金、観光客の使うお金等が、これが自

治体郡上市には入ってまいります、しかしながら、地域の外、域外から購入するエネルギーの代金、こういったものがバケツから漏れていると。

漏れているものの中には、まだまだ域外で生産している部品やお土産の代金、こういうものもバケツから漏れております。あるいは域外の建設業者への支払い、住民が域外から購入する物やサービスの代金、こういったものがこのバケツからどんどん漏れているというような、このような構造にはなっております。これが漏れバケツの一応理論ということで、タペー生懸命つくったんです、これ。

こういうのは念頭に置いていただきまして、地域経済のこういった現状のまず分析・診断・対策、この中には産業連関表とか難しい言葉も紹介をされているんですが、時間の都合上、これについての詳細は本を読んでいただければ結構わかりますので、こういった地域の、地域による、地域のための経済という展開は、非常に参考になり刺激になる。

イギリスのトットネス地方というところも、非常に先駆的な取り組みをされております。この本の中には島根県の海士町とか北海道の下川町、富山県の入善町、そしてあと郡上市石徹白の取り組みもこれは紹介をされております。

以上を踏まえ、こういったこの本が出たのがことしの3月であります。3月ぐらいに出たということは、ちょうど来年度の予算、31年度の予算を考える上では、ちょうど今日まで、11月までの間に、十分これは参考にできるなど私は思っておりますので、こういったことを来年度予算に取り組みられたりとか、来年度予算に反映されているのか、具体的な事業はあるのか。

本当、各部長さん全員に答弁を求めたいと思いますが、商工観光部長、あと農林水産部長、最後に総括して市長さんに御答弁をいただきたいんですが、簡単に、時間もありませんので、簡単に部長さん、最後に市長さんのお言葉、いただきたいので、申しわけございませんが、よろしく願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） 私のほうからお答えします。

御紹介いただいた本は、水漏れバケツという概念で、地域経済見直しの重要性を説くとともに、今の時代は政策判断するためには、科学的なデータこそが最重要ということで、産業連関表の有用性を強調しております。

折しも観光立市事業でたびたび講演を聞いても、今後の観光振興には、デジタルデータの活用と分析が何をおいても最優先ということが、繰り返し言われておりますので、この本の登場と観光面でのデータ重視の流れは偶然ではなくて、今後の産業振興全般のキーポイントとして、データの活用ということがあるというふうに理解をしております。

商工課では、来年度事業としまして、産業連関表の制作を予定しております。9月議会で補正予

算をお認めいただきまして、連関表制作と活用を主な業務とした嘱託員も9月から雇用しております。現在準備を進めております。

産業連関表は、繰り返しになりますけども、数字で郡上市の経済規模、経済循環、そして産業間のかかわりを確認することができるという効果がございまして、郡上市の産業構造の特性を的確に把握できると、そういう効果がございまして、御指摘の郡上市というバケツから、どれだけの水が漏れているか、これも把握ができるというふうに考えてございます。

このように特定の経済政策が産業部門にどのような効果、影響をもたらすか、分析ができますので、これによりまして政策選択が数値により判断できるというふうに思っております。

そして、委託内容でございますけども、実態調査につきましては、個別の調査票の様式の検討、あるいは実際の対象となる企業、団体への調査、ヒアリング、そしてその後、推計作業、また分析作業まで全部それぞれの作業委託しまして、最終的には数値を入れ込むと計算ができてきて、各部門の数値が出てくる、そのような連関表の作成を目指しております。

ですので、商工観光部の総括で申し上げますと、市でもデータ重視の重要性を考えまして、来年度、連関表作成という新しい一步を踏み出します。そして、まずは連関表作成と十分な活用に力を注いでまいりたい、そのように考えております。

○議長（兼山悌孝君） 農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） 森藤議員さんが御紹介いただきました、「地元経済を創りなおす」という本の中には、学校給食での地元野菜の利用促進等が記されてございますが、学校給食につきましては、郡上市も力を入れてやっておるところでございますが、伸び率につきましては、なかなか収穫時期が重なって、学校給食におさめられない理由ですとか、そういったことがございますので、今後は収穫時期が重ならないような栽培指導ですとか、登録農家の掘り起こしを進めるということや、朝市・直売所との連携を深めまして、学校給食での地元野菜の利用向上に努めてまいりたいと思います。

また、そのほかでは、地元産品を地域内で消費するといたしましては、その代表的なものとして、農産物直売所の振興がございまして、市内では、安全・安心で質の高い農産物の栽培、出荷拡大を進めておりまして、農業アドバイザーの委嘱ですとか小型ハウスの設置助成なども行っております。市内18カ所に朝市・直売所が設けられまして、1,784人の農家が出品しておりまして、平成29年の実績で3億5,500万円ほどの売り上げがございました。

また、地元産品の価値を高めて、地域内循環を向上しようとする取り組みといたしまして、おいしいお米コンテストの開催を支援しております。第4回を迎えましたことしの大会からは、食味の順位づけだけではなく、市内の宿泊施設や飲食店が参加いたしました米の競売会を開催いたしまして、ブランド米をもっと消費者に伝え、生産者に利益を還元できるシステムとしております。

このほかにも、地元産品を振興する施策といたしましては、新たな農業振興作物の発掘・普及・販売を支援する新しい農村振興作物発掘支援事業ですとか、あと市内農産物を使用した加工食品の開発、販売を支援する農業6次化促進支援事業などがございます。

さらに、森林資源を利用拡大する取り組みといたしましては、郡上市産材を活用した木材住宅の建設を推進いたします郡上市産材住宅建設支援事業や、山林に残された未利用材の搬出を支援します未利用材の搬出促進事業、林地産材や間伐材などの有効活用と地球温暖化防止対策となる木質ストーブの購入を支援いたします森林資源活用事業などもございます。

いずれにいたしましても、地域で消費しているものを地域でつくろうという、漏れバケツの穴を塞ぐ地産地消の考え方を大切にしながら、一方では、地域でできた農林産物などのよいものを地域外に販売するという、外からバケツに水を注ぎ続ける地産外消も必要でございますので、これからもバランスをとった施策を展開いたしまして、農林水産業の振興に努めてまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） まず、森藤議員には、私の市長コラムというのに目をとめていただきまして、大変ありがとうございます。ここで今御紹介いただいたような本をぜひ読んでほしいということをお願いしたのは、もちろん市の職員に対してもそうですけれども、先ほどお示しになったバケツのモデルから水が漏れないようにするという事は、行政だけでなく、市民の皆さんも、そういう意識でいろいろと日ごろの消費行動をやっていただくとか、いろんなことが必要だと思いますので、私は市民の皆さんにも、そういう思いを持っていただきたいという趣旨も含めさせていただきました。

ただこのことは、事新しいことではなくて、既に平成27年にこの議会で制定をしていただきました、みんなでやрмаいか！郡上の元気・やる気条例ですか、あそこの中にうたってあることだと思います。

ただ地域の経済というものを立て直す。そして、できるだけ地域の中でお金を回すためには、どんな工夫が必要かということ、行政ももちろんですけれども、また市民の皆さんにも広く認識をしてもらいたいというような思いでありまして、森藤議員さんを初め、たくさんの皆さんにそういう趣旨が伝われば幸いだというふうに思っておりますし、引き続き、私たちも努力していきたいと思っております。

（2番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 森藤文男君。

○2番（森藤文男君） 時間を超過しまして申しわけありません。以上で質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（兼山悌孝君） 今ここで教育長さんから訂正の発言を求められているので。

教育長 石田誠君。

○教育長（石田 誠君） 先ほど通級の現状の中で、子どもたちの人数を申し上げましたが、小学生46名は正しかったんですが、中学生、正しくは30名のところを35名と申し上げました。正しく30名というふうに訂正のほどよろしく願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、森藤文男君の質問を終了いたします。

---

#### ◇ 上 田 謙 市 君

○議長（兼山悌孝君） 続きまして、13番 上田謙市君の質問を許可いたします。

13番 上田謙市君。

○13番（上田謙市君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、全国学力・学習状況調査の結果と今後の取り組みというテーマで、3つの視点からお尋ねをいたします。

1つ目は、全国学力調査における郡上市の平均正答率と学力向上に向けた今後の取り組みについてであります。

8月のことでしたけれども、本年4月に実施をされた全国学力調査の結果が公表されました。全国学力調査を行う目的は、子どもたちの学力や学習状況を分析し、授業の改善に役立てるためとされております。

調査の対象とするのは、小学校6学年と中学校3学年であります。そして、調査の教科は、国語、算数・数学、そして今回は理科も含まれています。国語、算数・数学には、それぞれAとBがあって、Aは主として知識に関する問題、Bは主として活用に関する問題だそうであります。

そこで、岐阜県の学力調査の結果ですが、新聞報道によりますと、小学校の算数を除く全教科で全国平均を上回ったということで、県の教育委員会では、小学校は習熟度別の少人数指導、中学校は家庭学習の充実が実を結んだのではないかとの分析をしているとの新聞報道でありました。

そこで最初の質問ですが、郡上市の小学校6学年と中学校3学年の学力と学習状況は、国、県と比べどのようであったか。そして、数年にわたる調査結果から判明した郡上市の児童生徒の学力の傾向と、これまでの指導や課題を踏まえた改善策の成果はどのようであるか。

特に今回、調査の対象であった中学校3学年においては、3年前に小学校6学年での調査結果等を活用して、その後の学習指導が行われたと推察をいたしますので、今回の調査結果から3年間にわたる指導の成果をどのように評価されておられるのか、石田教育長にお尋ねをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 教育長 石田誠君。

○教育長（石田 誠君） それでは、郡上市の学力の状況についてお答えしたいと思いますが、資料を準備してまいりましたのでお願いいたします。

こちらのほうにグラフを準備させていただきました。まず、グラフの見方について最初に説明をさせていただきます。先ほど説明があったように、行ったテストですが、国語のA、B、それから小学校でいきますと算数のA、B、それから理科が行われたことです。

これからこのグラフを見る上での視点、2つありますが、まず1点目です。お尋ねの郡上市の正解率は、全国、県と比べてどうかという部分でございますが、郡上市を青色に示しました。それから県を赤色、それから全国を緑の色で示させていただきました。見ていただいたように、全ての教科、それから基礎、活用において全国平均を上回っているという状況でございます。これが1点目でございます。

2点目ですが、全国学力状況調査は、基礎と活用に分かれて実施をしております。活用というのは、かつては応用というふうに言われた部分がありますが、応用ではなくて、生活に根差した力として身につけているかどうか。Aでつけた基礎力が生活の中で役立っているかどうかというところをテストするものでございます。

先ほど言ったように、全国平均と比較では、確かに高いですが、全国、県ともに見ていただくと、この活用、国語、算数については、基礎的な力に比べ活用能力、具体的に言いますと思考力、判断力、表現力がかなり低いという部分です。この部分について、新しい学習指導要領では、この活用の部分について力をつけていく必要があるということをやっておりますので、各学校で実施をしております。

さらに、この基礎的な力がつくのは、個別の習熟度の力等で、きめ細かい指導の成果ですが、今後この活用の力をつけるためには、対話を多くして、それぞれの見方、考え方、感じ方等を交流する中で力をつけていく必要があるという部分については、現在適正規模の学校の集団の見直しをしていただくところが共通する課題ではございます。

続いて中学校ですが、中学校についても同じようなグループになっておりますし、見ていただいたように、青色が郡上市でございますので、中学校3年生においても全国平均を上回っております。

それから、基礎と活用については、小学校と同じように、活用の力を今後一層つけていくような授業をしていかなければならない。これは郡上市だけではなく、社会そのものの課題ということで、先ほど申し上げた新学習指導要領、それから学校体制のかかわることについての取り組みの根拠となるものでございます。ありがとうございます。

以上が数値的なものでございますが、この答えた中身を若干分析をしますと、国語においては、小学校、中学校ともに主語、述語の意味や漢字の書き取り等の正解率が県、国と比較しても非常に高いということで、このことは言語についての知識・理解・技能が身につけていると思います。

では課題がないかという、そうではなしに、自分の意見と比べながら、まとめていく力というのがやや低いように捉えております。学習指導要領でも対話的な学習が必要ということで、これからは多くの人と対話することでの学習が重視されてきます。よって、小規模な学校などでは、テレビ会議システム等を活用して、他校との児童で会話の時間をふやすような試みを現在しているところでございます。

続いて、数学についてですが、数学については小学校の算数、それから中学の数学について、特に中学校の数学については、3年間連続で県の平均を下回るということでした。

そこで郡上市では算数、特に小学校の基礎的な部分をつける郡上市算数スタンダードというのを作成し、どの学校でも実施をしていただきました。そうした成果が今回出たのではないかと思いますし、中学校においては少人数指導を徹底したことが成果だと思っております。

お尋ねの中に、現在の3年生が小学校のときの実施した結果とどのように変わっているかとか、その取り組みについてのお尋ねがありましたので、そのことについてお答えします。

3年生、中学3年生は、小学校6年生のときの全国学テの結果は、国語、算数とも、国、県の平均とほぼ同じ状態でした。今回は、先ほど示したように、非常に高くなっておりますが、その中でも特に国語の中で登場人物の言語の意味などを考えて、内容の理解に役立てる力が大変伸びてきております。

このことについては平成29年度より学校司書を配置していただいて、図書館教育等の活用を、図書館教育の充実を図っていることによって力がついてきたものと思っております。多様な人との対話、それから本という作者との対話によって、読解力が育成されてきているのではないかなと思っております。

今後もそういう力をつけていきたいと思っておりますし、さらに家庭学習が非常に確保されているということがありますので、家庭の協力が得られるように働きかけをしていきたいなと思っております。

以上でございます。

(13番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 上田謙市君。

○13番（上田謙市君） グラフを使ってわかりやすく詳細に御説明をいただきました。ありがとうございました。

一口でまとめますと、郡上市の児童生徒の平均正答率は、国、県と比べて小中学校とも全教科にわたって高い得点であったということであったと思います。

それというのも、恐らく先生方の児童生徒への日ごろの学習指導が、こうした学力調査に如実にあらわれてきたんじゃないかろうかというようなことを評価をいたします。

そして、こうしたテストで素人ながら大事だなと思うのは、新聞によると自治体によっては学力

調査のテスト対策のために、その結果を先生方の勤務評定に結びつけたり、ボーナスや学校予算に反映させるぞというような方針を打ち出す首長もいるというようなことで、大変心配をされるところでありますけれども、学力よりも得点を上げる傾向が過熱になるということは、避けていかなければいけないということを思います。

特に最後のところで御答弁にあったように、子どもたちは小学校6学年、中学校3学年と2回の学力調査を経験するわけでありましてけれども、小学校6学年での結果に基づいて、継続的に学力の面でも指導をしていただいておりますということに、本当にうれしく受けとめました。ありがとうございました。

次に、学力状況等に関する調査の結果と課題への取り組みについてお尋ねをいたします。

今回の全国調査では、小学校6学年と中学校3学年の全員を対象に、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面などに関する、紙による質問調査が実施をされております。

その質問の中には、自分にはよいところがあると思いますかという、自己を肯定する、自分を肯定する気持ちに関すること。いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますかという、規範意識などに関すること。家で学校の宿題をしていますか、家で予習、復習をしていますかという、学習習慣などに関することなど多岐にわたっており、基本的な生活習慣に関する質問もあります。

そうした質問事項の中で、郡上市内の児童生徒が回答した結果と、これまた比較で恐縮ですが、国、県との結果を比べ、特に気になる調査結果があったとすれば、それはどのような内容であったでしょうか。そして、それを課題とすれば、その課題の解決に向けた今後の取り組みや改善策はどのようなものであるか、石田教育長にお尋ねをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 教育長 石田誠君。

○教育長（石田 誠君） それではお答えします。

子どもたちの生活面等での課題についてでございますが、質問調査の結果では、家で学校の宿題をしているとか、家で予習、復習をしているという質問に対して、当てはまると回答した割合が、小学校6年生、中学校3年生とも、国、県の平均を大変大きく上回っております。この結果から、現在の小学校6年生、中学3年生については、家庭での学習習慣がよく身につけていると思っております。

課題としては、質問紙の中に、将来の夢や目標を持っていますかという質問があります。当てはまると回答した割合が、小中学校とも国、県の平均を下回っております。この傾向は小学校においては3年連続、中学校についても2年連続ということで、今後小中学生が自分の持つ可能性を十分に発揮し、次代の担い手となっていく上では、大変大きな課題であると私は捉えております。

夢や目標を持つことは、多くの人とかかわりやさまざまな体験を重ねていくことで育まれるもの

であり、教科書や、それから校内の活動だけで育むことはなかなか難しいと思っております。

幸いなことに、郡上市には、夢や目標を持って、その実現に向けてたくましく生きておみえの方が多くお見えになりますし、スポーツや伝統芸能の継承に生きがいを感じて活躍してみえる人、さらに郡上の人や地域性に魅力を感じて、郡上の地で子育てや起業をするために移り住んだ方々も多く見えます。

こうした人たちから子どもたちが生き方につながるお話を聞く機会をふやしたり、地元の企業と連携協力して勤労体験学習や中学生1日社長体験などの体験を充実させることなどで、子どもたちが夢や目標に、さらに生き方の形成につながるキャリア教育と融合した郡上学へと発展していきたいと考えております。

以上でございます。

(13番議員挙手)

○議長(兼山梯孝君) 上田謙市君。

○13番(上田謙市君) 今、教育長の答弁にありましたことを私なりにそしゃくしますと、小学校6学年、中学校3学年ともに、家での学習、例えば宿題、あるいは予習、復習をしている児童生徒の比率が国、県よりも高いのに、みずから計画を立てて学習する、家庭での自主学習に教科書を使用するというようなことが、やや低いということと、そして将来の夢や目標を持っていると答えた児童生徒に、実は特に中学校3学年が国、県の比率より低い、そのあたりが課題であるので、今教育長が改善策を述べられましたように、取り組んでおっていただくというようなことだというふうに思います。

先日、まちづくりフェスティバルがありまして、参加をしました。この中で中学生がもっと郡上ずっと郡上という、郡上のキャッチフレーズを十分理解をしてくれて、それを目標にしたすばらしい提案、プレゼンをおしてくれました。

これは恐らく先生方の御指導もあることだとは思いますが、今回の学習状況等の調査結果に、将来の夢や目標を持っていると答えた子どもたちが、やや国、県と比べると低いということでありましたけれども、先生方の御指導によっては、市民が感心するような活動をしてくれるんだということもあると思いますので、どうかその面での御指導に力を入れていただければというふうに願っております。

また、そうしたといいますか、まちづくりフェスティバルのような、特に学校での先生方の指導に補完の立場で、市民の立場で協力をしてくれておる市民協働センターの活動というのものも、ひとつ高く評価をしていきたいなというふうに思います。

3点目に、学校に対する調査の結果と改善に向けた取り組みについてお尋ねをいたします。

今回の全国調査では、学校における指導方法に関する取り組みや学校における人的、物的な教育

条件の整備の状況等に関する、これも質問紙調査でありましたが、実施をされております。

その質問事項は、教職員の資質能力の向上、ICTを活用した学習状況、地域社会に関する学習活動等の取り組み、家庭と地域との連携など、重要な内容が質問をされております。

今回の調査結果から、郡上市内の小中学校として、どのような課題や傾向が浮かび上がったといえますか、判明したのでしょうか。そして、調査の結果は、今後の学校運営や指導方法にどのように反映されるのか、石田教育長にお尋ねをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 教育長 石田誠君。

○教育長（石田 誠君） それではお答えします。

学校の職員についての調査でございますが、郡上市の小中学校で国、県の平均を上回った項目は、特に目立つところは次の3点でございます。1つ目は、教育課程の編成において評価・改善を図るPDCAサイクルの確立をしていること。2つ目に、家庭学習の課題の与え方について、校内で共通理解を図るなど、家庭学習の指導に力を入れていること。3つ目に、教員が校内外の研修に積極的に参加し、みずからの専門性を高めようとしている。この3点については、県、国の平均を上回っております。

次の2点については、県、国を下回っております。1点目でございますが、将来つきたい仕事や夢について考えさせるキャリア教育に係る指導を行うこと。2点目は、教員、児童生徒がコンピューターのICTを活用する学習を行っていること。この2点については下回っております。これが課題かと思っております。

キャリア教育の充実については、先ほど述べましたとおり、学校、地域、保護者、住民が一体となって、小中高を通じて、地元への理解と、それから愛着を深めるキャリア教育を推進し、まず子どもたちの夢や目標を育むことに努めてまいりたいと思っております。

しかし、将来の夢や目標を描けばいいというわけではありません。郡上で働く人たちの姿や生き方から、働くことの現実や、必要な資質や能力につなげ、職業を通じて未来の社会をつくり上げていくという、そういう視点で一層キャリア教育に取り組んでいく必要があると強く感じております。

具体的には、小学校では掃除や当番活動で自分の役割を自覚し、仲間と協力することの意義を理解し、自分から考えて行動する力を育成していく必要があると考えておりますし、中学校においては、自分の持ち味や、それから学校で学んだことを生かして、地域でのボランティア活動等を通して、地域の活性化に貢献できる創造力とか協調性を育成していく必要があるかと思っております。

課題の2つ目のICTの活用については、グローバル化や急速な情報化に対応した情報活用能力を育てていくことが大変重要だと考えております。ICTを授業や、それから教員の事務処理等の効率を高めるために積極的に活用できるように、今後も計画的にICT機器の整備を図っていき

いと思っております。

また、ICTの操作が苦手な教員に対して、指導力が向上するような研修や、それからICTを活用したことによってできるきめ細かな指導の例を紹介することで、教育活動の活性化を図ってきたいなと思っております。

また、平成32年度から実施されるプログラミング教育については、本年度より北濃小学校を3年間、研究推進校に指定し、その実践研究での成果を各小中学校に広めて、プログラミング教育の推進を図っていこうと考えております。

以上でございます。

(13番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 上田謙市君。

○13番(上田謙市君) 今、教育長が課題として取り組んでおられる2点についてお話しされた中のキャリア教育については、市民の皆さん、そして地域の皆さん、あるいは地域の団体も学校のそうした取り組みに理解を示し、協力をしていくということが大事なことであろうというふうに思っており、これは市民の皆さんにもお願いをしていかなければならないことだというふうに受けとめました。

そしてもう一つは、学校のほうから地域のほうに呼びかけといいますか、協力の要請とか、いろんなことをしてもらおう下地として、いろんな仕掛けも必要であろうかというふうに思います。

その点で一つ関心といいますか、こういうことを紹介したいというふうに思います。これ八幡小学校で発行されておるしだれ桜という機関紙をコピーしたものですのであれですけども、このしだれ桜については、毎月回覧で地域の皆さんに紹介をされております。

私も孫が八幡小学校へ行っておりますので、このしだれ桜を読みながら、八幡小学校の教育の方針であるとか、孫がどういう環境で育ておるんだというようなことを理解させてもらいますし、そして何よりもこうした広報を地域の人に配布、そして回覧するというようなことは、特に小学校は私たちにとって心のよりどころでありますので、その結びつきといいますか、身近に感ずるということで、大変有効な手段じゃないかしらと思っております、毎回楽しみにしております。

また先日、相生小学校へ薬物乱用防止出前講座で出かけることがあって、相生小学校というのは、どういう学校なんだろうなということで、ホームページを見ましたら、ここでも学校だよりを毎月発行されておまして、これ8月号なんですけれども、保護者への教育アンケートの結果報告が掲載をされておりました。

そこには、お子さんは、将来の夢、勉強や生活の目標等を持って生活していると思いますとか、学校は、家庭や地域と協力しながら教育活動に取り組んでいると思うかというような、まさしく学力調査、あるいは学習状況の調査にタイミングをとられた、あわせた保護者に対するアンケートの

結果を特集で載せてみえるというようなことで感心をいたしました。

もう一つ、ほかのことで調べておって、長野県松川町の広報を見ておりましたら、ちょうど学習調査、学習状況の調査の結果が広報で掲載をされておりましたが、ここで教育長にひとつお尋ねをするんですけども、郡上市においても、今回の調査結果というのは、何らかの形で市民に広報するといえますか、公表されるような予定はあるのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 教育長 石田誠君。

○教育長（石田 誠君） 数字的なものについては、公表を予定はしておりません。学校の格差みたいなのに発展するのを心配しておりますが、ただ先ほど申し上げたように、活用能力をつけるために今後取り組んでいく必要があるという部分については、広く知っていただきたいなと思っております。

以上です。

（13番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 上田謙市君。

○13番（上田謙市君） よろしくお願ひいたしたいと思ひます。市民の皆さんもどこの学校が市内のどうのこうのということは関心あるかもしれませんが、今教育長が答弁されたようなことについては、市民も関心を持っておることだというふうに思ひますので、何らかの形で広報していただければいいのではないかとこのように思ひます。

次のテーマの質問をいたします。教職員における働き方改革の推進についてお尋ねをします。

10月31日の新聞でありましたが、教員8割、ストレス、悩みというような大見出しの記事が掲載されておりました。その内容は過労死、過労自殺の現状や国が進める防止対策をまとめた本年度の政府の過労死等防止対策白書によりますと、過重労働力が顕著な5つの重点業種に、その1つに教職員が含まれており、全国の国公立小中高などの教職員約3万5,000人から回答を得た大規模調査では80.7%、5人に4人の教職員の方が業務に関するストレスや悩みを抱えていると回答しているとのことであります。

国は、そうしたことへの対策として、新しい時代の教育に向けた持続可能な学習指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について審議を行い、中間取りまとめを踏まえた緊急対策を実施するとのことでありますが、郡上市における教職員の勤務実態は、新聞で報道されているような状況にあるのかどうか。

また、日本の教育政策を検証したOECDの報告書によりますと、日本の教員は教えている時間は短いのに、労働時間は最長の部類に入ると指摘し、教員の業務を軽減する手段を見つけ、教える能力を伸ばしていく時間を確保する必要性を訴えているということですが、教員の働き方改革を推進することによって、児童生徒の学習や生活への指導に対し、どのような成果が期待できるのか、

教育長にお尋ねをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 教育長 石田誠君。

○教育長（石田 誠君） それでは、お答えします。

上田議員には随所にわたり、子どもたちや学校の取り組みを褒めていただきましてありがとうございます。その中心になっているのは、教職員が頑張っているということで、その人たちの健康を守っていくことが大切だと考えております。

教職員の働き方改革の推進については、各学校が個別の勤務実態の把握に取り組んでおります。市教委においても、出退勤の時間を毎月報告を受けて調べておりますし、2カ月連続時間外勤務が多かった職員、または心身に健康に不安を感じる職員については、管理職が仕事の内容や健康状態を確認し、仕事内容の把握、それから負担の解消に向けて取り組んでおる次第でございます。

また、県教委においては、11月に調査を行いまして、いろんな施策の効果を確かめておるところですが、その結果では、主に学校行事や行事のための準備にかかる時間をスリム化することが、一番効果があるというような報告も受けております。郡上市の中でも同じような実践をしています。

実際には、その中で職員がストレスをどのように感じているかについてでございますが、郡上市職員等ストレスチェック制度実施規程というのがありまして、市の職員と、それからその中に教職員も入れていただきながら調査をしております。

昨年度もそのような調査を実施して、個人情報になることもありますので、個人宛てにその結果が通知されて、特に本人が申し出れば、主治医等の相談を受けることができるというシステムになっておりますが、全体的な把握として、29年度の数値でわかったことだけお伝えします。

まず1つ目ですが、仕事の量的負担とその仕事のコントロールに関係する調査をしたところ、仕事に対する負担は、教職員は9.1点とやや高いんですが、しかし、その仕事をコントロールするという点数を見ると、これが全国平均が7.9に対して、教職員については8.6ということで、仕事のコントロールは、多忙だけれど、個人的にはできているということが言えます。

2点目にストレスを和らげている、緩衝要因であるのは、同僚が支えてくれる同僚の支援とか、それから上司の支援が大切だと思っております。それに基づいて算出されたストレスがどのようかというのが調査されております。これは同僚や上司の支援が高いほどストレスが低いと判断する指数でございます。

その結果では、上司の支援では全国平均が7.5に対して教職員は8.8と、上司による支援は高いというふうでございます。また、同じように同僚の支援は、全国平均が8.1というのに対して、郡上市においては8.8と、同僚における支援も高いということです。

総合的に見ますと、これらに対するストレスを、全国平均を100と捉えると、教職員のストレスについては78%となっておりますので、教職員の健康へのリスクは少ないと思われませんが、ただこ

のような分析だけでは、教職員の健康状態を全て把握することはできませんので、今後もストレスの要因とか周辺のサポートを続けていきたいなと思っております。

また、市では毎年働き方改革推進校を指定して、その実践を各学校に進めていくこと。さらに夏休み、昨年度は学校閉庁日を4日間実施しましたが、本年度は9日間にふやして、教職員が夏休みと連続して休みがとれるような配慮をしております。

それから、どの学校においても会議の時間を縮めたり、それから事務の軽減を図るなどして、時間の削減をしているところですが、どうしても職務上、年度の初めや、それから行事や、それから成績処理等で忙しいときには、逆に早く帰るよにということが、職員の困り感を抱くことにつながっているということで、管理職もその対応については苦慮しておるところでございます。

また、教材の開発や指導力の向上を図っている、市の指定の研修校とか、それから部活動を行っている中学校については、小学校に比べ勤務時間が長くなる傾向があります。

いずれにしても、こういうことを進めることによって、子どもたち、効果が少しでもいくよにということですが、その中で私が捉えております働き方改革をすることによって効果があると思うことは、一番はまず、先生方がリフレッシュする時間が確保できて、元気な顔で子どもたちの前に立てるということでございます。

また、2番目には、夏休み等に心の余裕があつて、教材研究を深くすることによって、自信を持って子どもたちの前に立てるということが大きな効果だと思っております。

以上でございます。

(13番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 上田謙市君。

○13番(上田謙市君) よくわかりました。ありがとうございました。先ほどの質問にも戻るかもしれませんが、児童生徒への先生方の対応が、児童生徒の将来によくも悪くも影響を与える比重というか度合いというものは、大きいと思います。よい影響を期待するならば、先生方の日常生活に児童生徒に接する時間の余裕が必要であろうというようなことを思います。

さきの質問の学習状況等に関する調査の結果で、懸念されるところの将来の夢や目標を持っている子が、特に中学校3学年が国、県の比率よりやや低いというようなことも、先生方みずからが児童生徒に夢を語り、夢を持って生きることのすばらしさを熱く語っていただける時間が少々少ないのではないだろうかというようなことを思います。子どもたちが自分の将来に大きな夢や目標を持って、一歩ずつ実現に近づくことの意義や喜びというものを先生方が情熱を持って、もっと語っていただければいいんじゃないかなというようなことを願っております。

私がこの質問の先生方の働き方改革に、その推進に期待するところは、長時間勤務の是正に向けた取り組みが着実に実施されることで、先生方に時間の余裕が生まれて、その時間が児童生徒の心

の成長に向けていただけるような、そんな改革であってほしいなと思うことであります。

学校における働き方改革に係る緊急提言の中に、こうした一文がありました。教員が授業や授業準備等に集中し、教員が健康で生き生きとやりがいを持って勤務でき、教育の質を高められる環境を構築することが必要である。

そうした観点から、どうか教育長、そして教育委員の皆さんには、先生方の教職員の業務の改善、勤務環境整備に向けて、一層の御尽力をいただきますようお願いをして、質問を終わります。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、上田謙市君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。再開は11時05分とします。

(午前10時52分)

---

○議長（兼山悌孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時05分)

---

#### ◇ 美谷添 生 君

○議長（兼山悌孝君） 18番 美谷添生君の質問を許可いたします。

18番 美谷添生君。

○18番（美谷添 生君） それでは、発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

今回は大きく2つといたしますか、関連をして質問をいたします。

まず、森林資源の活用についてでありますけども、本年は冬期の大雪で始まりまして、夏には豪雨と猛暑、そして台風の上陸も何回もあり、災害に見舞われた1年でありました。

中でも9月の台風は近年にない強風が吹き、電柱の倒壊、倒木による長期停電が発生をいたしましたし、市民生活に多大な影響を及ぼしました。中でも森林においても至るところで倒木があり、林業に対する意欲をますます失わせるような現状でありました。

そこで、今回の台風による森林の被害について、林道、作業道、山地の崩壊もありましたけれども、ここでは倒木による被害はどのくらいあったのかということについてお聞きをいたしたいと思っておりますし、またこの機会に郡上の森林資源の蓄積はどれほどあるのか。そして、そのうち利用可能な量はどのくらいと推定をされておるのか、お聞きをしておきたいと思っております。

そして、市内の年間の生産量は、現在どれくらいであるのか。また市では森林の適正な整備のため、間伐事業が進められておりますが、間伐材として搬出されるもののほか、林内に切り捨てられた材が多く残されておりますので、これについては災害の面でも心配であります。そこで間伐の面積と間伐により搬出された材積生産量と間伐された全体の伐採量はどれほどになるのか、お伺いを

いたします。

まずはここまででよろしく申し上げます。

○議長（兼山悌孝君） 農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） それでは、美谷添議員の御質問にお答えいたします。

初めに、台風による倒木被害の状況でございますが、ことし9月4日の台風21号による倒木被害の状況は、市内全ての森林について発生しておりまして、その数については把握し切れておりませんが、郡上森林組合ですとか林業事業者からの被害報告などによりますと、被害発生箇所は市内全体に散在しておりまして、現時点での実被害面積は約10ヘクタールとなっております。報告がないところですか、まだ調査ができていないところもございまして、調査が進めば、今後これ以上に被害面積がふえるものと思われまして。

被害箇所の全ての木材量ということですが、1ヘクタール当たりの蓄積を300立米として計算いたしますと、3,000立米が被害に遭つるということになります。これらの倒木ですが、風による倒木でございますから、建築用材ですとか合板用としての利用には適さず、搬出することができればパルプ用ですとか燃料用、チップ用として使用することが可能であると思われまして。

続きまして、郡上市の森林の状況ということで、蓄積量ですとか、利用可能な森林資源の推計でございますが、まず郡上市の民有林の全体面積でございますけど、8万9,949ヘクタールで、うち人工林が4万9,672ヘクタール、天然林が4万277ヘクタールで、人工林率は55%となっております。

蓄積量ですが、森林簿のデータによりますと、民有林全体で2,228万立米でございます。うち人工林が1,660万立米、天然林が568万立米となっております。

このうち一般的な標準伐期齢でございますが、杉が40年以上、ヒノキ50年以上、広葉樹、約25年以上ということになっておりますが、これ利用期を迎えている森林の蓄積量といたしましては、人工林が1,100万立米、天然林が500万立米で、合計で1,600万立米となっており、この量は全森林の蓄積量の約70%に当たります。

それでは、利用可能な森林資源はどれだけあるかということでございますが、計算の仕方、いろいろあると思われまして、ここでは利用可能な森林資源の産出の考え方として、市では現在、将来の理想的な森林のゾーニング区分を進めておりまして、この中で林道、作業道から300メートル以内、傾斜が30度未満の森林を、木材の生産に適している木材生産林候補（生産重視）というところの区分にしております。

これに該当する森林だけを将来にわたって利用可能な循環資源と厳しく仮定いたしますと、その面積は約3万ヘクタールで、蓄積量は人工林が約660万立米、天然林が170万立米で、合計で830万立米となり、その量は民有林全体の蓄積量の約37%に当たります。

木材生産林候補地におけます年間の森林成長量は約11万立米というふうに推計されておまして、

この量が1年間に主伐可能な森林資源量とされております。

実際の木材生産量でございますが、平成20年度の郡上市内の素材生産量、これは間伐も含まれますが、岐阜県の調査によりますと、市内では10万9,000立米で、その用途別の内訳といたしましては、建築用材のA材が7万立米、合板用のB材が7,000立米、パルプ・チップ用のC材が6,000立米、そして木材バイオマスなどの燃料用などのD材ですが、これが2万6,000立米となっております。

この生産量ですが、ちなみに、平成25年ですが、5万1,000立米、26年が7万立米、27年度が8万8,000立米と、こういうふうに順次伸びておる状況でございます。

続きまして、間伐の関係でございますが、間伐面積と間伐材の状況でございます。平成29年度の間伐面積は約1,200ヘクタールで、そのうち搬出間伐の面積は約840ヘクタール、搬出量は3万8,000立米で、この量は先ほど申し上げました素材生産量の1万9,000立米に含まれております。

一方で、搬出が困難なため切り捨て間伐を行った森林ですとか、搬出間伐を行っている森林でも一部搬出困難な箇所があり、搬出できなかったものもございまして、こうした多くの間伐材が森林に残されております。

仮に1ヘクタール当たりの蓄積を300立米、間伐率を30%として計算いたしますと、29年度の実績の1,200ヘクタールでは10万8,000立米の間伐材が発生したことになりますが、実際に搬出された間伐材は3万8,000立米ということですので、これを差し引くと約7万立米の間伐材が山林内に残されているという計算になりますので、よろしく申し上げます。

(18番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 美谷添生君。

○18番(美谷添生君) 今答弁があったように、大変な量の資源があるということはわかるわけですが、そうしましてもなかなか出てきて利用するのは少ないと。

この間伐材についても、間伐の時期がまだまだ10年とか20年とかというならまだしも、今は四、五十年、60年ぐらいまで間伐であるということからしてみると、相当な利用可能なものが山に残ってくるということで、7割もが山に切り捨てられるということについては、これはこのものを出して、そして利用する。そのことを真剣に考えていく必要があるということでもありますので、放置された倒木、そして間伐材がこндаけ残つるとということは、非常に災害防止のためにも問題ではなかろうかというふうに考えます。

搬出が困難で施業が進まない奥山の人工林についても、何らかの方法で有効利用できる方法を考えていかなければならないというふうに思うわけでありまして、この森林の資源を有効に使うということについては、伐採、搬出等で大きな雇用があるわけですし、この仕事をする人たちが高齢化といますか、人数が少なくなって、郡上の森林を利用できない状況にならないような施策を打っていただきたいなということを思っておりますので、このために有効的な支援はないものか、お伺い

をいたしたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） それでは、未利用材の活用ですとか、搬出促進のためのそういった制度ですとか、そういった支援策はないかという御質問ですので、まず初めに、現在の制度について少し触れさせていただきたいと思います。

山に残されました未利用材の搬出支援といたしましては、清流の国ぎふ森林・環境基金事業を活用しました未利用材搬出促進事業を現在実施しております。これは地域住民が主体となった団体が取り組む未利用材の搬出利用を支援するもので、1トン当たり3,000円を補助しております。財源につきましては、県が1,500円、市が1,500円ということで支出しておるものでございます。今年度につきましては600トンを予算計上しておるような状況でございます。

また、搬出の促進をするために主伐、間伐に使用する作業道の維持補修費等を支援する木材搬出作業路整備事業というものがございまして、これは事業費の2分の1、上限30万円の補助枠を設けておりまして、今年度ですが、7月豪雨災害専決分を含めまして22カ所、6,600万円の予算を計上しております。

今後、搬出促進の支援策ということでございますが、ことしの台風被害を踏まえまして、流木による災害の未然防止のため、原因となる風雪害による倒木処理事業、玉切りですとか、搬出に係る経費ですが、こういったものにつきまして、新年度で何らか支援制度が設けられないか、現在検討中でございます。

また、拡大造林によりまして、森林が行われた奥地ですとか、急傾斜地の山地も収穫時期を迎えております。市の将来目標区分や災害リスクの懸念を考慮しながら、適正な施業を行うことが必要でございますので、こうした場所においては、今後架線集材による搬出も必要となることが考えられます。

技術の継承ですとか、新規技術者の育成、さらにはドローンなどを活用した新しい施業を取り込むなど、森林従事者の人材育成や機械導入についても、その支援策を検討してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

(18番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 美谷添生君。

○18番（美谷添生君） ありがとうございます。机上でいろいろと計画を立てても、現場で働く人がおらんようになると大変なことでありますので、そこで魅力を持って、そして経済的にも成り立つ方策を考えていかないと、山に木があるというようなことを、持つとる、持つとると言っても使えないということでは、ちょっと資源として成り立たないのではないかというふうに思いますので、このことについてはよくよく検討いただいて山林の、この山林を適正に守りながら、有効的に

生かすということについては、どれぐらいの人的な人が行って、どうしていったらいいかというのは、もうちょっと長期的にこれ詰めて、そして計画を立てていかないと、山へ入れるような人はおらんようになったというようになってからでは遅いと思いますので、今のうちに対策を練っていたきたいというふうに思います。

それでは次に、地域エネルギー政策の確立ということについて質問をいたしたいと思います。このことも今の森林の有効利用ということに大きくかかわりがあることでありますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

国では第5次のエネルギー計画が今年7月に閣議決定されたというふうに言われております。この計画は、長期的に安定した持続的・自立的なエネルギー供給により、我が国経済社会のさらなる発展と国民生活の向上、世界の持続的な発展への貢献を目指すというふうにされております。

そして、再生可能エネルギーについては、これを主力電原化を目指すとして、原子力の依存度を可能な限り低減するというふうに記されております。

ここで、地域エネルギー政策というのは、どういうのかというようなことについて報告いたしますと、地方自治体が民間事業者・NPO等と連携しながら、政策目的を持って地域の資源を活用して地域の需要家にエネルギーを供給、需給調整等をみずから行うこと、あるいは、それらの事業に対する政策的支援を行うことというのが地域エネルギー政策の意義と、定義であるというふうにしてあります。

そして、地域エネルギー政策は、地球温暖化対策、エネルギーコストの削減、地域経済の活性化による雇用の確保等を目的とされておりますが、これは余り古い政策ではなく、2000年ごろから始まったもので、現在、多くの自治体に取り組んでいるというふうに示されております。

郡上市は、水力利用では小水力発電施設が市有と民間で3カ所稼働しておりますし、また増設の計画も進められております。太陽光は民間でかなりの多くのものが設置されており、再生可能エネルギー利用の取り組みはよくされておる地域かなということではありますが、市域の大部分を占める森林資源の活用は、これから重要な課題であるというふうに思います。

国は、今回のエネルギー計画の中の再生可能エネルギーの活用の中で、木質バイオマスについてこうしております。未利用材による木質バイオマスを初めとしたバイオマス発電は、安定的に発電を行うことが可能な電源となり得る、地域活性化にも資するエネルギー源である。特に、木質バイオマス発電及び熱利用については、我が国の貴重な森林を整備し、林業を活性化する役割を担うことに加え、地域分散型、地域地産型のエネルギー源としての役割を果たすものである。

一方、木質や廃棄物などの材料や形態がさまざまであり、コスト等の課題を抱えることから、既存の利用形態との競合の調整、原材料の安定供給の確保等を踏まえ、分散型エネルギーシステムの中の位置づけをも勘案しつつ、森林・林業施策などの各種支援策を総動員して導入の拡大を図って

いくことが期待されるというふうに、この計画の中では位置づけてあります。

この国の方針も、まさに郡上の抱える課題と同じであると考えられます。郡上市の自然エネルギーを総合的に活用した地域エネルギー政策の確立が急務であると考えますが、市長の御所見をお伺いをいたしたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、郡上市内における森林資源の賦存状況、あるいは近年のそうしたものに対する、それをもとにした林産活動、いわゆる素材生産等につきましては、農林水産部長が申し上げたとおりでありまして、御指摘のように、大変、現在進めている間伐等でも、近年は搬出間伐ということが非常に強く言われておりますけれども、それでもなおかつ経費の関係で搬出をされないで林内で残置されている、そういうものが多いということは申し上げたとおりでございます。

そういうものが、片一方では、せっかく育てた木が有効に活用されないでいるということとともに、御指摘のように、それが災害を増幅するもとにもなりかねないというような問題もございます。

そういうことで、郡上市にとって非常に豊富な森林資源を可能な限り活用するということは、非常に大切なテーマであるというふうに思っております。

そういう中で、例えば木材資源を活用したバイオマス発電等について、それを可能な限り、例えば郡上市内でそうしたことができないかというようなことも考える必要があるというふうに思っているところでございます。

いずれにしても、先ほど森藤議員の御質問にもありました、漏れバケツの中の漏れる穴の大きなものの要因が、域外からのエネルギーの購入という問題でございまして、現在は例えば車を動かすにも、ボイラーをたくにも、ガソリンとか灯油とか、いろんなものが使われるという、石油エネルギーにかなり依存をしているわけで、石油は一滴も郡上市内では生産ができないわけですから、そうしたものの多くが域外へ流出をするということでありまして、また電力においても、もちろん先ほどから御指摘のように太陽光、あるいは小水力発電等で郡上市内で生産をされる電力というものも一部ありますけれども、相当の部分を域外において生産をされる電力に頼っているという状況でございます。

そういうことでありますので、御指摘のように、郡上市として持っている地域資源をどうエネルギーというものに転換をしていくかということについては、無関心ではおれない、そういうことであらうかと思えます。

現在、郡上市における森林資源の中のバイオマス発電等については、現在、岐阜県内で行われております、例えば瑞穂市にありますバイオマス発電プラント、あるいは郡上市の近隣ということで、福井県の大野市におけるバイオマス発電というようなところへ、値段等にもよると思いますが、い

ろいろと搬出をされているということは承知しております。

そういう形でわざわざ外へ持っていかなくても、郡上市内でできないかということのを常に追求することは、非常に大切なことでありますけれども、現在いろんな形で技術は日進月歩でありますけれども、そういうものがいろいろ試みられている。それを郡上市でどういう形でやるかというようなことだろうというふうに思います。

問題は、誰がそれをやるかということで、発電プラント等の建設運営ということについては、相当の資金が必要だというふうに思いますし、また最近、そうした発電をされた電力を、高圧の電力については、それを主として需要地へ運ぶための高圧送電線というようなものが、電力会社の説明によると、かなり能力いっぱいに来ていて、郡上市内で例えば相当の発電量を持つ施設をつくる、そしてそれを送電するというのであれば、新しい送電線を建設するための建設コストを負担してもらわなければならないというような説明を聞いておるところでございます。

そうしたもろもろの問題をクリアし、そして先ほど来お話がありますけれども、なぜせっかく育った森林資源が活用されない、好んで森林に残置をしているわけではないと思いますが、引き取ってくれるところのコストと、それを伐採をして搬出をして、それを需要家のところへ持って行って、売れるコストとの間にどうしても開きがあって、いわば残念ながら林地に残存をせざるを得ないという状態になっているといふふうに思います。

例えば発電のバイオマス発電についても、例えば工場渡りで引き取り価格が立米幾らと、チップにして引き取っている場合と、あるいはタイプによっては、これから原木のままそれを発電の原料とすることも、燃料とすることもできるようなプラントも、今試みられつつあるという話も聞いておりますが、いずれにしても、そうしたことが山元にとって、我々森林資源を抱えているところにとって経済的に合わなければ、幾らこれは再生エネルギーが理想であるといっても、なかなか難しいことではないかというふうに思っているところでもあります。

もともとそうしますと、最終的にはバイオマス発電で行われる電力を電力会社に幾らで買い取ってもらえるかというフィット、FITと言っておりますけれども、そうした固定価格制度というようなもののあり方までさかのぼっていきますし、また固定価格制度によって買い取られた自然エネルギーは、最終的には国民の負担として、再生エネルギーのための負担としてはね返って、電力料金にはね返ってくると、こういう連関の中で行われているわけでありまして、いろんな理想的にはわかりますし、我々必要的にも郡上の資源を何とかしたいというふうに思っておりますけれども、そうしたもののなかで隘路を打開していく、問題を解決していくというようなことが必要なのではないかとこのように思います。

十分に森林資源を活用する、あるいは地域エネルギーをできるだけ生産をするという観点はしっかり持ちながらも、そうした問題の解決がどうなるか、あるいは技術的な問題がどういふふうに解

決されていくかということをしっかり見守りながら、郡上市としても対応していきたいというふうに思っております。

最近郡上市内においても、大型製材所のほうにおいても、条件が整えれば郡上市においてバイオマス発電をやりたいというようなお考えもお持ちのようでございますので、そうしたことも見守りながらやってまいりたいと、対応してまいりたいというふうに思いますし、先ほど農林水産部長も申し上げましたが、今森林に放置をされている、今の価格では放置をせざるを得ないような森林資源を少しでも搬出するというようなことについて、来年度から創設される、例えば森林環境譲与税というようなものをどの程度投入したら、どの程度の効果があるかというようなことも、しっかり検討してまいりたいというふうに思います。

(18番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 美谷添生君。

○18番(美谷添生君) 地域の資源を使うということについては、その単体で勘定が合うか合わないかということのみの考えでは、解決せんのでないかなあというようなことを、このごろ考えます。

今の市長の答弁の中にも、勘定が合わなきゃ山から出てこんと、こりゃしやないということできなしに、これ今立米、例えば5,000円だとします。けども、出てくるのに1万円かかると。それは出さんのは当たり前ですけども、ただ5,000円である山の木をどうやって今までつくってきたのか、どれぐらいコストをかけてつくってきたのかという問題が一方ではあるんです。

それをまんざらただにするのか、それを引き上げてまだ活用するかというようなことも、これから議論の中でしていく必要があるんじゃないかと。あるものをただにするのか、どんだけか生かすかという部分は、全体の経済から見ると重要なことではなかろうかというふうに考えますので、先ほどの2番議員のバケツの漏れバケツではありませんけれども、出すことをなるべく少なくして、中のものを何回も循環するというシステムが構築されることが一番大切ではないかなというふうに考えます。

ここで自然エネルギー財団というところが地域エネルギー政策に関する提言というのを出しておりますので、この中から引用しながら、ちょっと時間をいただきたいと思います。

ここにこの提言の要旨をまとめた人は田中信一郎さんという人であるようですが、この人は2011年10月より5年間、長野県庁の課長級職員として地域エネルギー政策、地球温暖化対策、地方創生等を担当されたということで、長野県の環境エネルギー戦略を指導して策定をされたという方です。

その提言の中で、重要性を増す自治体の地域エネルギー政策というところを少し引用させていただきたいと思います。

「2008年には、国による環境モデル都市の指定によって市町村を含めた地球温暖化対策の取り組

みが国の推奨するところとなり、先導的な自治体の中でネットワーク化や情報交換が活発になっていった」と。「原発事故や関東地方の計画停電を目の当たりにして、首長や議会、住民たちがみずからの地域のエネルギーのあり方を考え、議論するようになったからである」と。

これは中抜きをしておりますので、意味が通らんというようなことがあるかもしれませんが、大筋わかると思いますので、よろしくお願いします。

それから、「現在は地方創生の取り組みをきっかけにして、地域経済の観点から地域エネルギー政策に取り組む動きが始まっている。地域づくりという内的な要因からエネルギーを捉え直す動きである。エネルギーに関する取り組みが地域経済を活性化させると期待されている。さらに今後は、2016年末に発効した地球温暖化対策の国際的な枠組み、パリ協定が定めた今世紀後半における脱炭素社会の実現を目指す取り組みも、地域や自治体から推進されていくことになる。化石燃料に依存したエネルギー供給を100%、自然エネルギーに転換していく壮大な挑戦は、国だけではできないのではない。地方自治体には、エネルギー転換を目指す積極的な地域エネルギー政策の転換がますます求められるようになる」というようなことを定義されております。

そこで郡上市でも、これは我々のような年寄りでなしに、若手の職員を中心にプロジェクトチームでも組んでいただいて、目標を設定して、2030年、あるいは2050年に向けた郡上市の取り組みはどうしたらいいのかというようなことを真剣に、これを検討いただく、そういうグループといたしますか、部署といたしますか、そういうものを検討していただければ幸いです。このことを提案いたしまして、質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、美谷添生君の質問を終了いたします。

ここで昼食のため暫時休憩とします。再開は午後1時をお願いします。

(午前11時38分)

---

○議長（兼山悌孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

---

◇ 武 藤 忠 樹 君

○議長（兼山悌孝君） 14番 武藤忠樹君の質問を許可いたします。

14番 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） 議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして質問を行ってまいります。

まず1点でございます。

AI等新技術についてであります。こういったAIとか、RPA、最近よく耳にする言葉です

が、こういうものを利用して行政がコストの削減ができないものか。また、住民にとっては利便性の向上、企業にとりましてはビジネスチャンス、そういうものができるんじゃないかなという思いはしておりますけれども。

そんな中で、これ最近聞いたことですが、株式会社三菱総合研修所と日本ビジネスシステムはA I スタッフ総合案内サービスというものを共同開発して、平成30年、ことしの10月からサービスを開始したと。住民のいろんな行事に対する問い合わせのチャットをA I だと聞いておりますけれども、これをスマートフォンを使って市民の問い合わせに対応する、市のウェブサイトにも誘導するものであると伺っておりますが、こういうことをすることによって、市民は24時間365日問い合わせが可能になり、市の職員は問い合わせ時間が減少することで業務時間の有効活用が期待できるようになるとあります。郡上市においてもこういった行政サービス、業務向上のためにこういったA I の活用というものを検討できないものかお伺いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（兼山悌孝君） 市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長（日置美晴君） お答えを申し上げます。

人工知能、いわゆるA I でございますが、これにつきましては、大容量のデジタルデータでありますビッグデータの解析や自動車の自動運転など、多様な分野で実用化や実証実験が進められておりますが、民間企業における品質向上、業務プロセスの効率化や改善などに寄与するだけでなく、A I がみずから学習することによる新たな知見の獲得やロボット技術等の融合による付加価値の高いサービス提供の実現に向けた研究などが進められ、その進展に期待が膨らんでおります。

地方自治体におきましては、住民サービスの向上を目指すとともに業務改善、また効率化を進める上での課題解決にA I を活用、または活用を検討する都道府県でありますとか市町村がふえてきております。

市民向けのサービスでは、御質問にございましたA I スタッフ総合案内サービス、それとかごみの名前を入力すると捨て方を案内してくれるごみ分別案内、また子育て制度に関する案内サービスなど、把握している限りでは41の地方自治体がA I を活用または検討をしておられるようでございます。

最近では、1,000万人分の最長8年の検診データをもとに糖尿病や高血圧症などのリスクを予測するA I が開発されるなど、活用の可能性はますます広がってきております。

また、職員が行う業務向けのA I 活用といたしましては、大阪市においては戸籍業務に関する職員支援システムが稼働中でありまして、またさいたま市においては保育所の入所選考マッチングシステム、千葉市と4自治体においては自動車の走行写真から道路の損傷状況を自動判定するシステム、また大阪府においては会議等の議事録の自動作成システムなどさまざまな分野でのA I の活用実証が行われているようでございます。

御質問にありましたA I スタッフ総合サービスにつきましては、利用者の声といたしましてもっと幅広い話題といたしますか、質問に対応できるようになるといいなどの課題も上がっているようですので、実証を行った多くの自治体の御意見等も参考にしながら、また本市にとっての必要性、あるいは費用対効果なども把握する中で検討をしてみたいと思います。

いずれにしましても、A I の活用については、現在のところ、実証段階が多い状況でございますので、今後もますますさまざまな実証が行われると思っておりますので、大いに関心を持って情報収集をしながら本市に有用な活用について検討をしてみたいというふうに思っております。

(14番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 武藤忠樹君。

○14番(武藤忠樹君) ありがとうございます。大体、予想どおりの回答をいただきましたけれども。そんな中でいつも思っていることがあるんですが、今議会もそうですけど、議案書というのをつくっていただきますね。これ20年前に、私、議員になりましたけど、20年前と全く同じなんですよ。この議案書というの。これつくるのにどれだけ経費がかかっているのかな、どれだけの人間がどれだけの手間をかけているのかなということをいつも思うんですが、何人分つくって、例えば、行政業務の見直しの中でこういった議案書をつくるということが省けないものかな、そういったことは考えられんでしょうか。そういうことが身近にいつも思うんです。コスト削減でこういった議案書の冊子についてももう少し簡単なことはできないものかなという気がするんですが、その点については誰かお答えできますか。

○議長(兼山悌孝君) 市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長(日置美晴君) 今、議会改革の特別委員会のほうでも御検討されてというふうに伺っておりますけれども、スマホでなくてタブレット端末でのデータでござらんをいただいて、こういった会議を進めるというふうなこともいろんな自治体で取り組んでおられるということは承知しております。今、その御検討の状況を見させていただいておるところでございますが、そういった方法で議会のほうが決めていただければ、そういった方法も検討してみたいというふうに思っております。よろしく願います。

(14番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 武藤忠樹君。

○14番(武藤忠樹君) ありがとうございます。本当に20年前と同じ原案書もらって、同じようにこれをつくるのにどれだけ手間がかかっているのかなといつも思っているんですけれども、これ3月になりますとこれの何倍という資料を用意していただく、何人分用意していただくのかわかりませんがけれども、その手間といたらおかしいですけれども、コストというものはかなりかかるんじゃないかなと気にしておりますので、いろんな行政のコストカットの中でこういったことも取

り組んでいくべきじゃないかなという気がしておりますので、今後、御検討いただきたいと思えます。

また、いろいろ答弁いただきました。私も随分調べたんですが、先日、図書館に行きましたら素晴らしい本に出会いました。A Iで変わる自治体業務という本です。これ読まれた方見えるかもしれませんが、A Iで変わる自治体業務、この中には、先ほど言われたような自治体の取り組んでいく方法のこと、またそれに加えて、今後、行政マンが求められるこういう公務員になるべきだというようなことも書いた部分もあります。公務員はA I時代に求められる人材、自治体で求められる人材といった、そういった記述もあります。ぜひとも、これは部長さん、あなたには読んでいただきたい本ですので、A Iで変わる自治体業務というものを読んでいただいて有効な活用をしていただきたいと思えますが、その中でこの本の一節を一カ所だけ紹介します。

これはね、どう説明するんだ。南山城村という京都にある村ですけれども、ここは人口2,800人、高齢化率も40%、スーパーマーケットなども撤退し、村民の生活基盤がゆがみつつあったコンビニもない、買い物には隣町までバスで出かけなければならない。買い物難民、交通弱者を支える取り組みが求められていた。そんな中、2017年4月に道の駅がオープンして、これを活用した御用聞きA Iの実証実験が南山城村と株式会社エルブズの共同で進められたと。利用者はスマホやタブレットの画面上に表示されるキャラクターと対話をしながらサービスを選択していく。まずタクシー、商店、三河屋などの各サービスを示すエージェントのうち、利用したいものを画面中央にドラッグしてサービスを始める。画面上に表示された選択肢をタップするか、または対話して希望を伝えると。利用者は選択肢に沿って買い物、タクシーの配車依頼、バスの時刻表などが利用できる。シンプルな画面と絞られた選択肢のおかげで、高齢者でも無理なく使えるようになっているという。エージェントの受けた依頼内容は、各サービスの担当者にメールなどで送信されるので、担当者は効率よく業務に取りかかれる。例えば、道の駅で販売される弁当や総菜などへの注文入りますとすぐ対応ができるという、そういったタブレットで注文して自宅まで配達する。道の駅は何をいつ、どこへ届けるという注文を初めに集約できるので、食材の調達や調理などの業務が効率的になり商品を届けやすくなると、こういった過疎地域での御用聞きA Iをつくっている、こんな事例もこの本の中に書いてありますので、ぜひとも参考にさせていただいて、郡上市でもこういう過疎地域のことがありますので、こういったA Iの活用ということも取り組んでいただきたいなと思えますので、よろしく願いいたします。

それから、待ってくださいね。このRPA、ロボティック・プロセス・オートメーション、膨大な量の単純作業をRPA A Iに代替させようと仕組みですが、これがいいのは、勤務時間中に行われていた作業が時間外や休日にも作業が可能になるということが一つ。夜間や休日に業務を実施するというより、職員の出勤時に業務が完了している。事業主が解消する、住民サービスが空いた時間

でできるようになる。このRPAについては、24時間作業が可能のため、職員は時間外勤務が不要となる。いろんなメリットもあるようですので、RPAといったことにつきましても、ぜひとも研究していただいて取り組んでいただけたらと思っていますので、お願いいたします。

先ほどのAIの話の中で、気をつけていかなきゃ、開発について気をつけていかなければならぬことも幾つかあると思うんですけども、一つはやはりこのAIを入れることによって、電話や窓口の問い合わせ対応がAIがもし代替するとしたら、どういった職員の業務負担が軽減できて、それがどういった活用ができるかということ。それから、またベテラン職員のノウハウをどうふうにしてAIが継承していくのか。

もう1点は、各分野を横断した情報の提供ということもAIを通じてやらなきゃならない。住民のライフスタイルの変化に応じた情報提供、行政分野におけるAI活用のいろんなことが考えられますので、今後、このAI活用について、ぜひとも前向きに取り組んでいていただきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

次に、きょうの新聞に、岐阜新聞に載ってましたんで、可児市のオープンデータの話が載ってました。このオープンデータというのは、これ総務省が東日本の大震災を踏まえまして、このオープンデータという言葉が出てきておるわけですけども、さまざまな行政が持っているデータをオープンにしろと、それによって、一つは災害の避難経路であるとか、公衆トイレの場所であるとかいろんなデータをオープンにすることによって、災害時の住民サービスが行えるということで、このオープンデータということなんですが、私はこのオープンデータをもっと違う使い方ができないかなという気がするんです。災害時とかいろんな意味でのオープンデータの行政が持っているデータをオープンにすることも必要ですけども、観光立市を目指す郡上市としては、郡上市が持っているいろんな観光資源のいろんなデータをオープンにすることによって、もう少し観光立市といった面についての利用ができないもんかなと思ひまして調べたんですが、金沢がやっている。金沢市が写真をほとんどオープンにしているのかな。いろんな写真のデータをオープンにして使っているんですよということでオープンデータにしてありますし、そういったオープンデータということについて観光都市郡上市の推進において、私は非常に有効な差がつけたいと思うんですけども、このオープンデータについての御所見はいかがなもんかお伺いしておきたいと思ひます。お願いします。

○議長（兼山悌孝君） 市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長（日置美晴君） お答えを申し上げます。

オープンデータの公開につきましては、平成28年に制定されました官民データ活用推進法に基づくものでございます。昨年度末に閣議決定された未来投資戦略におきましても、平成32年度末までに地方公共団体のオープンデータ取り組み率100%を目標にするということが掲げられております。

オープンデータと申しますのは、営利目的、また非営利を問わず二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータでありまして、データ形式はワードやエクセルなど機械判読に適したもので、無償で誰もが利用できるということが定義をされております。

このオープンデータの活用としましては、ただいま御紹介がございましたが、金沢市では市内観光地などの画像データを公開しまして、出版刊行物やウェブサイトは無償で使用してもらうことで自治体のPRにつなげようというふうにされております。また同時に、オープンデータを進める取り組みとしまして、オープンデータアプリコンテスト、またオープンデータ活用セミナーなどを行いましてオープンデータを気軽に利用できる環境を整える取り組みを積極的に行っておられます。

また、鯖江市のほうでは市営バスが冬季の豪雪によりおくれた際に、市民の皆さんからの問い合わせが多かったということから、民間事業者が市のオープンデータサイトで公開されておりますバス停やバスの位置データ、これを活用しましてバスの現在地をスマホで確認できるアプリを開発するなど、官民協働により諸課題の解決や地域活性化のために活用されていることがわかっております。

このような地方公共団体のオープンデータの取り組みにつきましては、9月17日現在で、都道府県では100%、市区町村では約18%という取り組み状況でございます。本市では、宿泊施設における宿泊客数やAED施設一覧など、市のホームページ上で公開しているデータはございますが、二次利用を可能なルールを定めていないなどオープンデータの定義には則していないということで、現在のところ取り組みはしていないということになります。

県内では、大垣市、関市、羽島市及び可児市の4市が取り組んでおられますが、県内市町村の取り組み率も低く約9.5%となっております。本市におきましても、今後、二次利用を可能なルールを定めるなど行いまして、いろいろな施設等の一覧など、国が公開を推奨するオープンデータから、随時、公開してまいりますとともに、また、若干の課題もありますが、御質問にございますような画像データの活用も含めまして事業者の方などからの御意見もいただきながら、市の魅力発信、PRや地域の活性化、あるいは課題解決につながるようなオープンデータの公開につきましても積極的に検討してまいりたいと思っております。

(14番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） ありがとうございます。ぜひともこのオープンデータといったことについても取り組んでいただきたいと思います。私が思うには、やはり観光協会、観光連盟ですか、連盟、協会とのもうタイアップも必要だと思いますし、また、市民の、観光地ですから、どこにトイレがあるとかといったそういった情報網をつくる民間のそういったサイトも必要なのかなといった気もしておりますので、そういったところとタイアップして、ぜひとも民間の力も利用してオーブ

ンデータを使ったいろんなサービスが観光客にできるような仕組みをつくっていただきたいと思いますが、現在、郡上市もオープンデータといったらおかしいですけども、あるんですね、郡上市のアプリが、郡上市といったアプリがあります。これ本市のほうで使っておるんですけども、お悔やみのほう使うだけで、ほとんどほかに余りデータ入ってこないなとも思っておりますけれども、もう少しやはりこれも充実したデータが入るようなことを、今後、これを今やっているのはINGですか。どこで、やっているのですか。

(「情報課」と呼ぶ者あり)

○14番(武藤忠樹君) 情報課がやっているのか。そう。もう少しデータがたくさん入っているとありがたいという気がしますので、ぜひともこのオープンデータをここに入れるような方法を考えてほしいなと思いますし、それから、LINEといったものが最近の若い人は多く使います。郡上人会というのがありますよね、郡上人会というのもあって、最近ちょっと聞くんですが、郡上市ファンクラブですか、何かそういうものつくろうとかという話を聞いたことがあるんですけども。郡上とLINE友達になるといって、そのLINEを使って郡上の情報を全部流すということも今後は可能じゃないかなという気がするんです。郡上市のLINEに登録だけしておけば、郡上市の情報がいつでも入ってくるよといったことも、今後はそういったことも含めて考えてほしいなという気がします。そうすれば、郡上市の郡上市ファンクラブがひとりで構築されていく、それがだんだん広がっていけば、郡上の情報がわざわざインターネットで情報をとらなくても自然に情報が入ってくるといった仕組みづくりも今後は必要になっていくんじゃないかなという気がします。もちろん、セキュリティの問題とかいろいろあると思いますけれども、そういったことは、多分、超えていけるんじゃないかなという気がしますので、ぜひとも取り組んでいただきたいと思っています。

それから先ほど言い忘れましたが、このAIで変わる自治体業務の中に明宝の道の駅が入っている。平成29年度実証実験箇所ということで、岐阜県郡上市道の駅明宝ということで、先ほど清水敏夫議員でしたが、そういう予定になっておるらしい。自動運転かなんかのことなんですかね。僕も知らなかったんですが、それがここにも入っておりますので、ぜひとも郡上市でやられる実証実験にも、もし機会があれば立ち会ってみたいなと思っていますし、そういった情報もぜひとも流してほしいなという気がしますので、よろしく願いいたします。

いろいろこのオープンデータのことについても、またAIにしても質問してまいりましたが、有効な活用をして、郡上市にとってはやはりコスト削減をどうしていくかということについてこういった問題にしっかり取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

室長が言われたように、これまでの行政サービスというのは、何かが起きてから対応する。これからは申請しに、事後対応じゃなくて申請しにじゃなくて予測予防型のサービスができるような行

政サービスに今後は変わってほしいなという気がしますので、ぜひともこのAIを活用すればそういったことも可能になってくると思いますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問にまいります。次の質問はまるっきりガラッと変わるんですが、通学対策です。

現在行われております小中学生、高校生もそうなんですけれども、とりあえず小中学生の通学対策に対する利用概要の現状と今後の取り組みについてをお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 教育次長 丸山功君。

○教育次長（丸山 功君） それでは、お答えします。

小中学生の通学対策についての御質問でございますけれども、自宅から学校までの片道の距離が小学生では2キロメートル、中学生では4キロメートル以上の児童生徒につきましては、スクールバスを利用しております。ただし、小学生で4キロメートル、中学生6キロメートル以上で、小学校及び中学校へ公共交通機関を利用して通学している児童生徒の保護者に対しましては、郡上市立小学校及び中学校遠距離通学児童生徒通学費補助規則の規定に基づきまして、乗車定期券購入に対して全額の補助金を交付しております。また、片道の通学距離が2キロメートル以上から自転車通学をする中学生に対しましては、入学時に購入費の支援として1万円を交付しております。

前期の実績でございますけれども、公共交通につきましては、小学校が1校で19人が利用されます。中学校につきましては4校で61人と、合計で5校で80人ということで、金額にしますと276万9,000円ということになります。自転車通学につきましては、中学校6校60人で60万円ということでございます。現行の制度で当面は継続をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

（14番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） これ前にも、前にも一遍質問したことがあるんです。前も同じ答弁いただいたんですが、全くずっと前から2キロ、4キロ、6キロという形になっているんですが、全く考え、これはずっとこのつもりで行くのかなという気がしますし、例えば、小学校の2キロにおいても雪の多い地域とそうでない地域、また歩道のある通学路と歩道のない通学路、いろんな問題が出てくると思う。キロ数だけで判断できるのかなという気がいつもするんですが、そういったことについては全くただキロ数だけで判断してこういった規則で行かれる、今後も行かれるつもりなのか、ちょっとお伺いしてみたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 教育次長 丸山功君。

○教育次長（丸山 功君） この距離数につきましては、前もお答えあったかと思いますが、ひとつ

の国の基準がございますので、それに従っております。ただ、帰りに、例えば、子どもさん1人になるとか、低学年の子でなるとかという場合は、スクールバスの搭乗とか、そういうことは臨機応変に対応してまいります。現在もそういうふうに対応しております。

(14番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 武藤忠樹君。

○14番(武藤忠樹君) 少子化の中で非常にいつも危惧しておるのは、少子化ということも一つですし、外で作業される方が非常に減ってきて非常に登校するときには集団登校という形です。また見守り隊の方も見えていいですけども、子どもが帰るときに、結局、低学年、高学年の方がばらばらになる場合もありますし、非常に1人で子どもが帰っているという例もよくありますので、そういったことも非常に危険かなという気がしますし、最近そういった事件もたくさん耳にします。なので、そういった対応をもう考えてほしいなと思っておりますが、これは隣の美濃市にある。美濃市は、子どもがただいまから下校しますという放送が流れるはず。たしか。私、美濃市におったら、美濃市で「今から子どもが下校しますので、皆さんお願いします」みたいな放送が流れていると思うんですが、そういったことも含めて、やはり地域の方に子どもの見守りということについての意識ももちろんですし、そういったことも含めて、登下校ですから学校の問題かもしれないけど、そういったことについても今後も取り組んでほしいなという気がしますし、やはり雪が降ったときに歩道の雪かきがなかなかできないとかいろんな問題もあります。保護者がほとんど対応するところがほとんどだと思いますけれども、そういったことにつきましても、考えをもう一考していただきたいなということと、それから、中学生が入学時に自転車を購入するとして1万円というのが、高いのか安いのかはちょっと私にはピンときません。これは国で決まって1万円と決まっているわけでしょうか。

○議長(兼山悌孝君) 教育次長 丸山功君。

○教育次長(丸山 功君) この1万円につきましては市の独自事業でございますので、国の基準はございません。

○議長(兼山悌孝君) 武藤忠樹君。

○14番(武藤忠樹君) この1万円が妥当だと思われるか、そうでないと思われるかと思いますが、私はもう3年間通うのに、入学時に1万円ではちょっと低いのかなという気がするんですが、これについても一考していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、今年度から始まりました高校生の通学の助成事業であります。この現状と今後の取り組み、それから、申しわけないですが、これつくったときに、どういう規則でどうやったのかなというのは、ちょっと私自身も記憶が曖昧ですので、この条例の、というか、この助成事業の概要と現状、今後の取り組みを含めてお伺いしたいと思っておりますので、お願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 教育次長 丸山功君。

○教育次長（丸山 功君） お答えします。

高校の通学時の助成事業につきましてですが、まず制度の概要でございますけれども、これは市内の高校の生徒の確保と高校の維持存続、保護者の経費負担を図る、それから公共交通の活性化ということで、今年度から実施をしております。

具体的に、公共交通の通学定期券の購入につきましては1カ月当たり8,000円を控除、購入費について、8,000円を控除して残りの2分の1を補助金として交付しております。

この補助を行った結果、保護者の負担が1カ月当たり1万2,000円を超える場合は超えた額を全額補助すると、こういう制度でございます。

それで、今、前期のほうが終わって、今申請を受け付けておったところですが、その概要でございますが、郡上高校では194人、これは全校生徒の28%です。それから郡上北高校では80人、全校生徒の27%でございますけれども、そのほかで生徒からの保護者から申請がありまして、それから公共交通機関の利用状況ですけれども、郡上高校につきましては路線バスが158人、長良川鉄道と路線バスの利用が併用ですけれども、36人でした。郡上北高校につきましては、長良川鉄道が42人、路線バスが33人、長良川鉄道と路線バスの併用が5人ございました。それから、費用の関係でございますけれども、郡上高校では利用者の1人当たり平均が年額ですけれども、20万5,400円、郡上北高校は1人当たり18万2,100円の見込みでございます。したがって、年間の見込み額を推計しますと、補助金額で1,724万円程度になるというふうに見込んでおります。現状は以上でございます。

（14番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） ありがとうございます。大体、そのようなことだったなと思いはしてはいるんですけれども、郡上の県立高校2つ、2校が来年からかなり内容が変わるようですし、どんな形になってくるのかちょっと見なきゃわからないんですけれども、郡上市の市内の中学生にとって選択肢が全く公立高校2つということなんです。私立もありませんし、というか、ほかの選択肢がない。その中で、県立高校のみに郡上市の通学補助が出るということについて、もう少し、例えば、市外へ行く中学生、そういう選択肢をする子どもたちにも何らかの通学助成があってもいいんじゃないかなという気がするんですが、そういうお考えは全くないのでしょうか。

○議長（兼山悌孝君） 教育長 石田誠君。

○教育長（石田 誠君） 先ほどの補助の目的の中に公共機関の維持と、それからだんだん子どもの数が減ってきております高校の存続という部分がありますので、その部分を大切にしながらということ、今の言われるように、外の部分になると、逆に、外へ出ていってしまうことも多くこともあ

りますので、その辺のところは十分配慮していく必要があると考えております。

(14番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 武藤忠樹君。

○14番(武藤忠樹君) 目的がそうでしたので、多分、そういうお答えになるだろうと思っていますが、それももちろんだと思います。ただ、郡上市内の中学生にとって非常に選択肢が少ないという中で、郡上高、郡上北高の郡内の高校へ通う子どもと同額とは言いませんが、何らかの形でやはり高校へ行く、市外の高校へ行かざるを得ない子どもたちも何らかの通学助成といった形のやはり取り組めるものなら取り組んでいただきたいなど。そういうことによって、やはり郡上市民、郡上市の若者に対する教育の機会を与えるといった意味でも、ぜひとも取り組んでいただきたいと思いますので、御一考をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。これにつきましては、後ほど古川議員も質問があるようですので、この程度にしておきます。

いろいろ支離滅裂な質問をしまいましたが、このAIで変わる自治体業務、私自身ももう少し勉強しなきゃこのAIというものもわからないわけですが、ぜひとも自治体の中でこのAIの活用をすることによって、職員の、職員適正化計画などということがありましたけれども、もう過去のもんでありますので、新しくこのAIを活用することによって適正な郡上市の職員は何人なのかと思って、新たなる職員適正化計画といったものについても、ぜひとも取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

いろいろと質問してまいりましたが、今後の行政で何を起こして、何をやめるのかということも含めまして取り組んでいていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。ちょっとまとまりませんでしたけれども、以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(兼山悌孝君) 武藤議員、ちょっと待ってください。

(「はい」と14番議員の声あり)

○議長(兼山悌孝君) 今、号令、市長公室長から訂正を求められておりますので、発言を許します。

○市長公室長(日置美晴君) 済いません。先ほどAIの活用についての答弁を申し上げた中で、検診データ、最長8年の検診データをもとに糖尿病や高血圧症のリスクを予測するAIが開発されるという部分で、100万人分のデータというのを1,000万人分と申し上げたようですので、訂正をさせていただきます。申しわけございませんでした。

○議長(兼山悌孝君) 以上で、武藤忠樹君の質問を終了いたします。

---

#### ◇ 山 田 忠 平 君

○議長(兼山悌孝君) 続きまして、10番 山田忠平君の質問を許可いたします。

10番 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） ありがとうございます。それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

師走に入りましていよいよ新年度予算のほうの取り組みということで、執行部におかれましては大変であります。いよいよ来年から以降につきましては、合併特例全てのことが切れまして厳しい行財政といえますか、そういったことについてやはりしっかりと行財政改革、そして運営を求められるところであります。そんな観点から、財源をいかに確保するか、収入の面であります。

今回の公共施設の適正配置について、一応市民のワークショップは続けられましたけれども、より一層、地域に細かく入って意見を聴取するというので来年の秋までに伸びておるようであります。これを9月議会に説明、報告をいただきました。

そんな中から、特に、先ほど言いましたかわることでスポーツの施設と、それからセクター、道の駅についての方向性、このことにつきましては、公共施設の適正化の配置についての方向性は案として示されておりますけれども、より踏み込んでまた現状のことを踏まえながら質問をさせていただきます。特に、市内のスポーツ施設の関係でありますけれども、合併記念公園、野球場、あるいは芝生のスポーツ広場、市全体のスポーツの施設であります。市内のスポーツ施設は市民のスポーツの振興と健康増進のために今までもしっかりと取り組んで活用もされて、また、もちろん、それについては大きな投資費用もかかっております。

そういった現状であります。今後は、スポーツのツーリズム、あるいはスポーツコミッション、そういったことをあわせて観光立市という観点から、施設の利用料、あるいは収入面も考慮する必要があるんじゃないかと考えております。

1つの施設の管理運営、活用方法、今後の方針等について何うところではありますが、まず指定管理者の制度を導入しておる状況の中で、その管理の内容には維持管理だけではなく、施設を活用した運用、運営面も含めた管理となっているのかどうかとか、あるいは先ほど言いましたが、観光立市と合わせた連携の状況、そして、特に、芝生の公園、芝生化について行いましたまん真ん中広場、あるいは合併記念公園等の市民球場、あるいは高鷲の吠高原スポーツ広場の利用実績、そういったことに関しての管理と運営体制について内容をまずお聞きをいたします。担当部でお願いをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 教育次長 丸山功君。

○教育次長（丸山 功君） それでは、スポーツ施設の状況と管理運営につきまして2点御質問をいただきましたので、お答えをします。

まず、指定管理者制度の導入の状況でございますけれども、現在、スポーツ施設で指定管理者制度を導入しておりますのは、郡上市総合スポーツセンター、これドルフィン株式会社ですが、それ

からやまと総合センター、これはスポーツフラッグGという企業でございますが、この2施設でございます。これらの指定管理者には施設の単純な管理だけではありませんで、スポーツ教室とか各種のイベントとかそういうものを精力的に開催をさせていただいておまして、施設を有効活用して地域のスポーツ振興、それから施設の運用面での活動を行っていただいておりますということでございます。

それから2点目の各施設の利用状況でございますけれども、11月末現在で、まん真ん中広場につきましては、平成30年度でございますが、利用が300回、利用人数は1万1,405人、合併記念公園の市民球場でございますが、76回、利用人数7,243人、高鷲の吠高原スポーツ広場ですが、29回、利用人数は3,188人というふうになっております。特に、まん真ん中広場は人工芝ということがありますし、またインターからのアクセスもよいということで大変好評でございます、平成28年度と比較ということで、昨年工事しておりましたので、比較しますと、利用人数では約2.5倍というふうになっております。

この管理につきましては、真ん中広場につきましては、総合型スポーツクラブの郡上ブルーズという組織に委託をしておりますし、合併記念公園につきましては地元の会社、それから夜間の管理についてはシルバー人材センター、それから高鷲の吠につきましては高鷲観光協会に指定管理をしておるといった状況でございます。

以上です。

(10番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 山田忠平君。

○10番(山田忠平君) せっかくの過大な投資で今言われるようにやはり利用がしっかりとされておることが大切でありますので、そのことを踏まえながら、かといって、先ほど言いました収入にかかわることでもありますけれども、スポーツ施設についてもせめて維持管理経費ぐらいは事業収入で賄おうという検討もする必要があるんじゃないかという考えであります。施設の利活用、あるいは円融的な取り組み、そんなことの考え方の導入も必要でないかと考えるところであります。

また、スポーツ施設は今後の方向性、もし指定管理していく場合の考えがあるのか、ないのかということも今後の方向性について伺いをいたすところであります。

先ほど言いましたスポーツツーリズム、それからスポーツコミッション状況のことでもありますけれども、今年度の新しい新事業としてスポーツ合宿誘致活動の推進ということで、コミッション専門委員を1名、それからスポーツツーリズム専門員として嘱託員1名ということの、これは保健体育総務費のほうで見ておられるんですが、この辺のあたりの観光立市との絡みがあれば、通常、この取り組みがどういうふうになっているかということについて、担当部お答えいただければありがたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 教育次長 丸山功君。

○教育次長（丸山 功君） それでは、お答えします。

まず維持管理費の関係の御質問でございますけれども、市内にはグラウンドとか体育館合わせまして37施設、それから小中学校では学校開放しておりますので、そうした施設を合わせますと全体で99の施設がありまして、年間には約45万8,000人の方に利用をしていただいております。この中で、市民の皆さんが利用していただく場合は、施設利用料は無料ということになっておりますし、小中学生の団体が使用する場合は、照明量の使用についても減免ということでそういう規定を設けております。こういうことによりまして、少しでも多くの方がスポーツに親しんでいただきまして、施設を身近に感じて利用していただくということをしていただければというふうに思っております。

しかしながら、山田議員が御指摘のように維持管理費のことにつきましては、受益者負担の適正化ということを含めました多様な観点から検討していく必要があるかというふうに思っております。

それから、また今御意見ありましたように、スポーツツーリズムの観点からは市外の利用者につきましては、条例で一定の使用料を納めていただくようになっておりますので、これから積極的に合宿とか大会の誘致を進めますことでより多くの収入を得るように努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、今後の指定管理の導入につきましてですけれども、今お話がありましたようなまん真ん中広場とか、合併記念公園とか、いわゆる合宿とか大会誘致に適しておって、また、ある程度収益が見込まれ、効率的な運営や可能については指定管理の検討をしていきたいというふうに考えております。

それから、スポーツツーリズムのことにつきましてお話がございましたので、少し状況と実績を話させていただきますと、やはりこれにつきましては、スポーツ合宿のブランド化を図ることが一番大事なことであります。

少し実績を申し上げますと、11月現在でスポーツ合宿としては、大阪の桐蔭高校のラグビー部、これは全国で準優勝したチームですが、こういったチームを初め16件、宿泊者で2,493人。それから大会の誘致につきましては、先般、タイとか台湾の子どもたちを招きまして、ミッドランドカップという国際少年サッカー大会を行いました。そういうものを含めまして4件で1,545人、1,542人、合計で4,035人というふうになっております。

それから、ただいまは夏季ですけれども、冬季の分につきましては、愛知県の高校のスキー部の合宿などが3件で195人の宿泊。大会につきましては、全国高等学校スキー大会とか全日本スノーボード選手権など7件で2,950人、合わせまして冬季の分で3,145人ということの宿泊になっております。また、特に、ラグビーにつきましては、県のラグビーフットボール協会のいろいろと御協力もいただきまして、全国の合宿地をいろいろ回ってみえる監督さんからも、菅平というのが長野県

にあります、そこが聖地となっておりますが、そこへ行く前の事前合宿地としては非常に適地であるということで、非常に高評価をいただいておりますので、今後の取り組みブランド化には生かしていけるのではないのかなというふうに思っております。

また、それから御承知のように、2020のオリンピックの関係のホストタウン登録をした関係で、9月10日から19日までの間、コロンビアの女子ラグビーのオリンピック代表のユースチームが来日しまして、ここで合宿をしていただいたということで、合わせて9月16日には近隣の県の代表チームとあわせて大会を行ったということでございます。また、これ帰られてから、コロンビアのチームたちがSNSを通じていろいろな海外にも発信をしていただいたようで、その他の国や地域からもぜひ合宿というようなことの相談も来ておるといようなことでございますので、そうした成果があったかというふうに思っております。

それからスポーツコミッションにつきましては、関係団体によりまして、観光協会とか、それから宿泊業者、それから市の商工観光部、教育委員会によりまして、仮称ですが、郡上市スポーツコミッション設立準備委員会というものを8月に開催をしまして、その後、いろいろ観光連盟の理事会でも御説明をさせたりして、今の合宿の支援の補助金制度とかいろんなことについてお話をさせていただいております。

御指摘のように、やはりこれはスポーツ関係者だけではできませんので、観光業に携わっておられる皆様の御理解と御協力が大事でありますので、そうしたところの御意見をいただきながら、正式には来年度中にはこうした組織を発足をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

(10番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 山田忠平君。

○10番(山田忠平君) 特に、やはりスポーツ施設につきましては、これやはり市民の大事なスポーツ振興のことがありますので、受益者負担につきましてもやはり市民と市外との差とかいろんなこんなことを含めながらやはり課題負担を下げながら、どうようにもやはり管理運営費の利用料がそういった収入で賄えるように、いろんなやはり模索をするべきだと思います。

そしてまた、スポーツコミッションの関係のところでもありますけれども、前、議員も質問されました観光立市との絡みでもやはり市内の各部署の連携がやはりこれは特に後の質問でも関連しておりますが、教育、観光、あるいは政策部、そんなことを含めてやはりしっかりと連携をしているいろんな事業主体、あるいは施設の管理に当たるべきだと思いますので、その辺をお願いしまして、次の質問に入ります。

これも合わせまして、第三セクターの関係と、それから道の駅の関係であります。特に、温泉の施設と、それから道の駅の施設の管理ということで、施設機能の整備の中で公共施設の関係の報告

の中では温泉と道の駅施設は地域振興施設として、また地域内外の交流と地域の収容、あるいはそういった機会の場として担っており、利用実態と経営状況を精査し、あるいは分析して、今後のあり方を検討するという事にあります。

第三セクターのことをちょっと言いますと、第三セクター方式の一応そのセクター自体がきちんと運営できるようであれば、出資を解消しながら譲渡をしていくということであります。かといって、今残っておる施設については、ややもすると、今までの本当に惰性でただ継続して指定管理だったり、地料を払ったりということによって来ている状況もなきにしもあらずことだと思っております。本当にやはりそういうことを同市とかということについてはしっかりとやはりここに上がっておりますように、計上費の精査とか分析、かといって、こういった施設は地域の観光の、あるいは郡上全体がやはり観光イメージのことも大事なことがありますので、その辺をどうしていくかということをしつかりとやはりもう一度ここで取り組むべきだと思っております。特に、温泉施設と道の駅の施設については、経年の劣化に伴う修繕費、あるいは改装、そういったことが、今後、今までの投資プラス負担が増大になることが考えられます。この両施設についての指定管理の運営しているところでもありますけれども、簡単に利用実績と今後のこういった計画があれば施設の方向性についても伺いながら、また道の駅につきましては、これはいろいろとやはり関連施設、道の駅だけではないこともありますね。それに付随したいろいろな施設がありますので、そういうことを合わせてやはり郡上市全体の中の道の駅の関連で駅同士の連携といいますか、そんなこととか、特に、白鳥の地区には3つの道の駅があります。その中で、当然、連携をやっておっていただくんですが、そんなことについても担当部長のほうから、もし内容について答えていただければありがたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） 私からは、道の駅と市営の温泉の利用実績と、そして、今後の計画についてお答えいたします。

まず、道の駅の実績でございますけれども、市内に8カ所あります。そして、8カ所合計という入館者は平成26年には114万人でございました。平成29年は77万人と減少しております。しかし、この29年につきましては、道の駅長滝が建てかえによって仮店舗の営業でございましたので、このような落ち込みとなったわけでございます。長滝以外の道の駅の7つの合計をしますと、平成26年は73万人、29年は65万人、10%ほどマイナスしておりますけれども、こんな状況でございます。そして、ちなみにですけれども、ことしの場合には、大変夏から秋は災害台風と厳しい状況でしたけれども、それを熟慮したので、長滝以外の道の駅はやはり昨年に比べて落ちておりますけれども、長滝は鮎パークのああいう人気もありますし、また建物も新築という効果も出ておまして、1月から10月の統計では昨年に比べて3万人のプラスで好調に推移をしているということもつけ加えて

報告をいたします。

また、道の駅の利用計画ということでいいますと、指定管理者が中心となりまして、民間者促進のためのイベントやサービスを行うことで振興を図っています。また、行政としましては、観光課が事務局になりまして市内道の駅の連絡協議会を組織してさまざまな情報交換等をしておりますし、また福井県との広域連携ということで大野市・郡上市道の駅連絡協議会も設置しております、11月の初旬には大野市で協議会を開いて、今後整備される大野市の道の駅の概要を調査するとともに建設予定地の視察も行った、そういうことでございます。

また、御質問ありました白鳥の道の駅の3施設につきましては、株式会社しろとりが3施設とも指定管理を引き受けております。そのメリットを生かしまして商品を共有したり、あるいは職員の応援体制についても非常に迅速に行っておると、野菜の販売などで在庫がなくなれば、ほかの店からすぐに回して販売ロスがないようにとそういった細かな調整も連携をとっております。これが道の駅の現状でございます。

次、温泉でありますけれども、市内には4カ所の公営温泉プラス和良の温泉スタンドがありまして、平成26年の4カ所の入館者合計は約49万人、平成29年は45万人で、こちらも1割ほどは減しております。

また、温泉につきましても、指定管理者と観光課で定期的に会を開いて、施設の運用や、あるいは災害時の緊急対応について協議も行っております。そして、ことしの9月の台風のときには、停電のときに公営温泉3館を市民に無料開放して5日間で約1,600人の利用があった、そんなこともございました。

今後の方向性につきましては、既に公共施設の配置計画の中でもありますように、道の駅は観光及び産業振興の拠点として、また地域内外の交流の場として機能しておりますので、基本的に継続という方針でございます。

そして、新しい動きとしまして、やまと道の駅に隣接して外資系ホテルの建設も予定されています。また、明宝の道の駅は、今後、地域での小さな拠点としての利用も検討されておりますので、これからの時代の道の駅の活用ということで、そういった要素も絡めてさまざまな角度から方向性を検討してまいりたいというふうに思います。

最後に、温泉の今後でございますけれども、4つの公営温泉はいずれも老朽化が進んでおります。維持修繕費がかさむこと、また最近では都市部にスーパー銭湯のような施設がふえましたので、昔のような利用者数はなかなか期待しにくい、こういった課題もございますけれども、しかしながら、温泉の当初の目的の一つに市民の健康増進ということがございます。また、ことしの9月のように、災害時の市民の入浴施設とそういった機能もありますので、こちらにつきましてもいろいろな要素を絡め合わせて方向性を検討していく、そういう計画でございます。

以上です。

(10番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） 報告いただきました。特に、温泉施設につきましては、毎年の年々の入場者といえますか、そんなことの減少、そんなことから今残っておる郡上市の持っておる温泉施設についてはなかなかいい方向の内容ではありません。ほいで、かといって、郡上市全体のことについては先ほど言いましたように、やはり拠点とか、あるいは郡上市自体の施設ということも考えながらどうしていくかということではありますが、まずその中で、特に問題をいつているのは、やはり今後のその施設の管理、あるいは修繕も含めてどこまでどうしていくんやということが本当に大きなこれからの課題だと思います。これもしっかりとした内容がやはり取り組まなきゃなりません。その中で、やはり地域内連携ということをしかりとやるべきだと私は思うんです。

それで、既に、それぞれ民間に譲渡した三セクもあります。そして、独自で行っている三セクもあります。施設については修繕、いろんなことについてはやはり市が出さなければなりません。けれども、経営自体はもう単独で独立でやっとするわけですけれども、やはりその中で煮詰めていくと、やはりそれぞれの地域性を考えると、ある程度はやはり地域の中で本当にこの施設、温泉、あるいはこのほかの企業も含めて半公的な関係のこの企業同士のことを私は言っているんですが、やはりその中でしかりとうちの地域にあるこのことについて、温泉についてはどうやということを本当にやはりそれなりに議論をしたり、そしてまた、新たにそれが、より一層企業として充実するためには新しいやはり発想転換、あるいは新しい考えがそういうことの連携によって出てくるんじゃないかと思うんですが、そういうことを本当にやられたんかなということを、これ前、以前も質問したことがあるんですけども、そのことに、今、これかかっていると思いますので、ぜひそんなことを思いながら、特に、市政の運営基本方針の一つに市民主体による持続可能なまちづくりということがありますので、これ郡上市全体もそうですし、地域地域の特性を生かすこともあります。

またきのうの同僚議員の質問の中で、観光立市が3年目に入っていよいよ成果が問われる、そんな中で取り組んでおられることは、あえて副市長はトップダウンということも言われましたし、かといって地域にはこだわらない、またかといって、その事業によっては地域としての特性を生かさにゃいかんということも言っておられるんで、やはりそんな気になっておるんであれば、そのことにやって、踏み込んでしかりとそのことを今後のどうするかということを、英知を絞っていくべきだと私はそう思います。

公共施設適正化配置に対することは、これからの郡上市の行財政運営にも大きくかかわったことでありますので、今まで1点、2点、スポーツ施設、それから温泉、道の駅も含めた質問をいたし

ましたが、市長のほうから方向性といいますか、そのことを合わせて答弁をいただきたいと思ひます。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答ををいたしたいと思ひますが、さまざまな御指摘をいただいたわけですが、まずスポーツ施設につきましては、先ほど教育次長がお答をしましたように、非常に規模の大きなものから、そして、各地区にいわゆる地区体育館とかといっているような形の非常にいわば規模の小さい、しかし、それだけに地域に密着した施設もござひます。そういう中で、公共施設の適正配置ということをして今作業を進めておるわけでありますけれども、郡上市の主たる大きな施設については、先ほど来お話がありましたように、1つは、もちろん市民の皆さんの社会体育の振興、普及ということもこれがまず第一にはありますけれども、それだけにとどまらず、できるだけこの郡上市外の方たちの利用ということ、いわゆるスポーツツーリズムというようなことを政策とも連携をしながらやってまいりたいというふうにお思ひます。

そういうことで、特に、使用料のお話も出ましたが、現在の郡上市の体育施設の条例を見ますと、いわば通常の場合というのは、市民の社会体育の場合は、使用料はとらないという形になっております。

この辺を先ほども教育次長の答弁にもありましたが、多少なりともいただくのかどうかというあたりのところは一つの判断のしどころではあると思ひますが、いずれにしろ、せめて維持管理費だけは使用料でという、とても今の市民の皆さんからすると、そういう使用料の抵抗の多い施設になってしまつて、かえつて社会体育の振興とかというような形ではそれだけの負担をしなきゃならないんだな、やめようかというふうな話になってしまうので、やはりこれは公の施設として基本がつくられ、維持している限り、若干の使う人と使わない人との公平の問題がどうなんだという観点はあるかもしれませんが、維持管理費を全て市民の利用、小中学生等も含めた市民の利用から出すという、あるいはもちろん、外から来ていただく人の料金もそうなんですけれども、そういうもので出すということにはやはりこれまでの経費とそうした現実の収入というものから考えると、やや難しいのではないかなというふうにお思ひます。

方向としては、やはり市民の皆さん、小中学生等を中心にして市民の皆さんの社会体育の利用はでき得る限りやはりこれは税金で賄うか、あるいは市民の皆さんが広く市民の皆さんがそのときそのとき負担をしていただくとかということではありますけれども、できる限り、やはり利用しやすい形で維持をしながら、しかし、外から来ていただく方については、でき得る限りそういう少しでも経費の財源となるような形のやはり使用料というのはしっかりいただくという方向で進めていきたいなというふうにお思ひます。

それから、今、主なものは今後も維持をしていくということになると思ひますが、小さいいわゆ

る地区体育館的なものは、やはり将来へ向けて再編統合ということはどうしても御相談をしていかなければならないというふうに思っております。

それから、道の駅と温泉ということでもありますけれども、市内に8つの道の駅があるということで、自治体で1つの同一の自治体で8つ持っているというのは、非常に全国でも、たしか、同列1位かなんかだと思いますけれども、それだけに大変たくさん道の駅を持っているんですけれども、これはもちろん観光の拠点であったり、あるいは地域の産物の生産物の直販施設であったりというようなことがございますが、今後の問題として、やはり郡上市として地域の小さな拠点づくりとかいろんなことを目指しておりますけれども、そういう郡上市の住民の皆さん自身の交流であったり、あるいは生活の便宜を図るというような形の施設としても考えていかなければならないというふうに思っております。

先ほどの武藤議員がおっしゃいました明宝道の駅はそういう意味で、あの道の駅を地域福祉の拠点にするということで重点道の駅か、重要道の駅かそういう視点も国交省から受けて、そういうことであそこが一つの交通の結節点になると、地域内の。ということで、気良の道路を無人運転できないかという、そういう実験をするということが指定とともに事業化されることになっていて、今そういう基本的な検討をしているというところでございます。

それから、温泉施設につきましても、先ほど商工観光部長が申し上げたとおりでございます、いろんな複合的な意味合いも持っておりますので、地域の皆様とよくよく相談をしたいというふうに思っております。

そしてまた、当然、今後の非常に老朽化に伴ういろんな大規模修繕であるとかいろんなことがあるんですけれども、そういうものがあるから市から手放すということになりますと、じゃあ、それをしっかり受けとめて資金調達もし、管理もするというしっかりした受け手があるかといわれると、それはまた、そういう将来負担が生ずるんなら受けるのは躊躇するというようなこともあり得るので、必ずしも市が将来のそういう回収負担を免れるためにこれを無償譲渡するという形では、必ずしも問題はそう簡単に片づく問題ではないというふうに思っています。もちろん、しっかりした受け手があつて任せてくれと、そういうことも含めてきっちり住民サービスも、あるいは観光客へのサービスも含めてしっかりやるという信頼できる事業主体として、例えば、現行の指定管理団体等が育っていただければ、私はそれにやぶさかではないと思いますが、しっかりそうした問題も含めて考えていかなければならないと思いますし、また、今、いろんな修繕等の問題については、額の小さい30万円以下のものはもう指定管理団体と、それから構造に係るような問題は設置者である郡上市と、その中間の問題はいろいろとそのケースケースに応じて負担割合で両者が払うというようなことをやっておりますし、それからまた、非常にいわば調子がよくて市の施設を使って物すごい利益が上がるというようなところは、やはりそういうもの、市の施設を使って事業をやってお

っていただくわけですから、それなりに市の財政に貢献をしていただくというそういう協議もしていかなければいけませんし、既に、そういうことも一応ルール化されているのが、これは道の駅や何かと違いますが、八幡城であったり、ケーブルテレビであったりするというふうに考えております。

(10番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 山田忠平君。

○10番(山田忠平君) 今言われるように、やはりそんなことも含めて真剣に地域の核であるなら地域の中で関連する企業でしっかりとやはり自分のやっぱり協議を本当にかんかんがくがくの議論をしながら、何かいい方法はないか、市外へ向かってのPRの方法もそうですし、あるいは経営自体の中のことについてもっと恐らく何かいい知恵が出んかということを私は思って、特にそのことを強く要望いたしておきます。

続きまして、次であります。

地方創生推進のことで、郡上カンパニーのプロジェクト推進事業、このことについての現状と今後についてをちょっとお聞かせをいただきたい。今年度の郡上カンパニープロジェクト推進事業について、10月13日に開催された共創ワークショップ2018成果発表においては、ここの図のプロジェクトの取り組み発表がされました。発表の中につきましても、それぞれアイデアに富んだり、発想の転換をしたり、いろんなことが考えられました。しかし、この事業は、特にやはり国の大きな地方創生事業の中での補助金が大きなものであります。それで、今一応3カ月でこのことをまとめられて、これからいよいよパートナー、これは都会の人であります、特に移住促進の図る目的でありますので、都会の方たちのパートナーを募集して、今後取り組んでいくということですが、このことについて、私も、若干、企業として成り立つのかなということもありました。かといって、アイデアとか発想、ヒントについてはまさにいろんなことが、新しいものがやはり我々はその中で学ぶことは十分であります、そういう事業をやはり開始するに当たって、今後のスケジュール、郡上カンパニープロジェクトの推進事業が公金を活用しながら今後パートナーを募集して、あるいは市が選定した事業に公金を使って継続をされていくんですが、例えば、今のほうでそのほうを国庫補助金絡みの負担が一部、何かきもいような話も聞いておりますが、そんなことから行くと、市の財政負担が今後増加するんじゃないかということも考えられます。そんなことを含めて、現状と今後のこと、方向について担当部の答弁を求めます。

○議長(兼山悌孝君) 市長公室付部長 置田優一君。

○市長公室付部長(置田優一君) それでは、郡上カンパニープロジェクトの現状と今後の取り組みについてお答えをいたします。

10月13日に開催をしました共創ワークショップ2018成果発表で発表しました9つのプロジェクト

のうち4つが10月に市が実施をしました審査会を経まして、来年度からスタートを切る第2期目の未来事業プロジェクトに採択をされておりまして、残りの5つは郡上カンパニーの枠組みの中で動くのではなくて、今回の共創ワークショップでつながった市内外の人たちともに事業プランを仕上げながら、独自の活動として事業をスタートに向けて取り組むこととしております。

なお、共創ワークショップから出されている市の審査に通った4つのプロジェクトのほかに、みずから起業アイデアを練り上げた7つのプロジェクトが審査会に応募されました。今回、このうちの4プロジェクトが採択をされましたので、合計で8プロジェクトが平成31年度の募集対象となっています。

この8プロジェクトにつきまして、創業パートナーの募集を11月下旬から行っています。既に、12月4日は東京都内で募集説明会が開催されておりまして、さらに、この後、2回ほど説明会を開催して、その後、書類審査、面接等を経て2月末をめどに採用者を確定し、来年4月からの事業開始を予定をしています。

郡上カンパニーの財源につきましては、地方創生推進交付金を活用しております。ただし、創業パートナーの活動経費としています生活保障の経費、いわゆるベーシックインカムにつきましては、人件費に当たるということで、交付金の対象外とされました。平成30年度の総事業費5,247万5,000円のうち、1,124万4,000円が地方創生推進交付金、残りの4,123万1,000円が市の単独費となります。

なお、ふるさと寄附より1,000万を本事業に財源充当するとしていますので、市からの持ち出し分は3,123万1,000円というふうになっています。

地方創生推進交付金につきましては、今年度が事業期間3年の最終年度というふうになります。交付金事業としては終了しますが、ただし、新たな視点を組み入れた後継事業として、平成31年度から3カ年引き続き交付金が活用できるように現在内閣府とも協議をしながら、ことし申請に向けた準備を進めていくところでございます。

あと、創業パートナーの活動経費であるベーシックインカムにつきましては、交付金と交付金の対象外となりますので、平成31年度以降については、特別交付税措置がされず地域おこし協力隊の制度を活用できないかということ、現在の計画をしております。

創業パートナーの数につきましても、平成32年度に最大では26人となる可能性がありますので、それまでは市の負担もふえます。ただ、プロジェクトの募集は次年度までとしていますので、順次、事業費から減額していく予定です。最終となる第3期のプロジェクトにつきましては、平成30年度をもって税収をする計画というふうになっています。

各プロジェクトの進捗においては、さまざまな要因によりまして、必ずしも全てのプロジェクトが3年間で起業までタッチできないもの、できるものでないというふうを考えております。今年度に

おきましても、創業パートナーの方から家庭の事情等によりまして、今後の継続について相談を受けている事案もあります。当初の計画からプロジェクトの数が減ることも想定に入れて柔軟に対応はしていきたいというふうに考えています。

いずれにしましても、郡上カンパニー、その事業費が32年度また増加するというところでございます。事業効果、成果についてはしっかりと検証しまして、郡上市における地方創生の重点プロジェクトとして、まず積極的に事業推進を図っていきたいというふうに考えております。

(10番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 山田忠平君。

○10番(山田忠平君) ありがとうございます。地方創生推進、移住促進を図る大きなもくろみであります。どうかそういった成果があるように、今後、取り組みをより一層の願いをして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(兼山悌孝君) 以上で、10番、山田忠平君の一般質問を終了いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。再開は14時30分とします。

(午後 2時20分)

---

○議長(兼山悌孝君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 2時29分)

---

#### ◇ 野田勝彦君

○議長(兼山悌孝君) 4番 野田勝彦君の質問を許可いたします。

4番 野田勝彦君。

○4番(野田勝彦君) 日本共産党、野田勝彦でございます。どうかよろしくお願ひします。

最初に、議長さんのほうにちょっとお願ひをしておきたいんですが、通告は総務部長というふうに質問の相手方は書いておきましたですが、後から訂正しまして市長公室長のほうに変わりましたので、よろしくお願ひします。

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、市の職員の採用について、特に、障がいのある方及び女性の採用にかかわっての問題を幾つかお尋ねしたいと思います。

障がい者の権利を守り、なおかつ障がい者の方の自立した生活を促進するために働く機会を保障することは、とても大切なことは申すまでもないと思います。そのために憲法第27条勤労の条件、勤労の権利はそれを保障するように定めておりますが、しかし、現実が障がいの方をいわゆる労働市場の中でそのまま放置しておいたんでは、なかなか働く機会が選べないということは申すまでも

ないと思います。それは、社会的に是正をしていくのが障害者雇用促進法であると思いますが、しかし、この雇用促進法は、御存じのように、最近大変話題に、話題というより問題になっております。いわゆるざる状態になっていると。本当はこの法を率先して遵守すべき中央の国の省庁が率先してとは申しませんが、かなり大きなところで水増しとか、誤った作業といいますか、こういうことが行われていると、決して許されないことであることはもちろんであります。また、残念なことには少なくない地方自治体でも、あるいは企業のほうでも、きのうの新聞にありましたけれども、企業のほうでも、なかなかこれ守りきれていない面も多々あるかの報道もあります。

そこで、質問ですが、当郡上市においては、職員採用の際にこの障がい者枠をどういう形で採用しているのか。もちろん、職員定数に対して一定の比率を掛けて人数を出してということになると思いますが、その辺の状況をひとつ教えていただきたい。

それから、これも新聞等で話題になりましたが、障がい者であることをどのような形で確認をしておられるのか。口頭だけで確認するのか、あるいは何か証明できるものを求めるのか。そして、公企業の場合、公的な機関の場合は雇用率は2.5%ですが、これは、現在どのように我が市ではなっているのか。もし、守られていない場合はどのような対応をされるのかを伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（兼山悌孝君） 市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長（日置美晴君） お答えを申し上げます。

市の一般行政職職員の採用につきましては、広報誌、ホームページなどを活用いたしまして、毎年7月ごろに募集を行っております。この中において、身体障がいの方の一般行政職職員としての採用につきましても、採用予定数の中に人数は含めますが、別枠で募集を行っておりますが、しかし、なかなか例年募集をいたしましても御応募がないような状況となっております。

また、臨時職員としての身体または知的障がい等をお持ちの方の採用につきましても、個別に、また採用後においても就労支援等を行っていただけるハローワークさんであるとか、郡上特別支援学校さん等の関係機関と連携を密にしまして紹介を受けるなどとして採用の確保に努めているところでございます。

採用させていただいた職員の皆さんの障がいの程度の確認につきましては、厚生労働省のガイドラインに従いまして障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などでそれぞれ適切に確認をさせていただいております。

また、在職中の職員におきましても、全職員を対象に随時ではありますけれども、電子掲示板等を利用して新たに手帳を取得された方に申し出をいただくような方法で紹介をして対象者の把握に努めておるところでございます。

市役所の法定雇用率の達成状況につきましては、6月議会の一般質問でお答えをさせていただき

ましたが、平成29年度までは法定認定3%を達成しておりました。平成30年度には、法定雇用率が2.5%に引き上げられるということはわかっておりましたので、昨年度より新たな雇用について努力をまいりまして、何とか年度末までには2名の雇用を確保することができたわけですが、ところが、同時に2名の退職がございまして、今年度の雇用率の達成には、その時点でさらに2名程度の雇用が必要となっております。それで、そのためにハローワークさんであるとか、特別支援学校さんの関係機関に協力を仰ぐとともに、また中濃地域の職業安定所の主催によります中濃地域障がい者就職合同面接会、こういった機会にも参加をいたしまして、この12月1日までには4名を採用させていただくことができました。これによりまして、現在の自治雇用率は2.74%となりまして、現在では法定雇用率を達成をさせていただいている状態でございます。

今後も関係機関と連携をいたしまして、障がい者雇用の拡大に向け引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

(4番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 野田勝彦君。

○4番(野田勝彦君) 障がい者雇用につきましては、我々が想定するよりもはるかに難しい事情がおりかと思えます。職種の問題もありますし、障がいの部位の問題といたしますか、どういう障がいをお持ちなのか、それと仕事のマッチングの問題もあるかと思えますので、大変困難な仕事であろうと思いますが、引き続き御努力をお願いしたいと思います。

続けて1発目ですが、女性の社会的地位のさらなる向上をと、そういうタイトルをお願いをしておるわけですが、昨年でしたか、我が郡上市でも男女共同参画推進条例を策定しまして、ことしの4月から施行ということになってはおります。これ改めて、私、読み直してみたいんですが、本当に大切なことがびちっと書いてありまして、この意義や役割をやはり再認識していかなきゃならんのではないかと思います、今回これにさせていただきました。この中心の条文は第3条だと思います。これに基本理念という表現になっておりますが、幾つかありますので全部読むと時間がかかりますが、ちょっと部分的に抜き出してみたいと思います。

第3条の第1項には、第2条が性別による差別的な取り扱いを受けることなく、ちょっと途中小くして、個人の人権が尊重されること。第2項は、男女が性別で役割を分けるような社会的制度や慣行によって社会政務活動を制限されないように。3を飛ばします。第4項は、男女が家庭生活におけるいろんな子どもの養育とか、家族の介護とかいろんな役割もございまして、これを円滑に果たし、かつ、職場が賃金家庭以外の分野において活動が両立できるように、こういう言葉が並びます。ひっくり返してまわってみますと、差別的な扱いをしないこと、個人の人権を尊重すること、それから性別、役割分担をできるだけ抑えること、これ全面的にだめというわけにはいきませんので、いろんな事情あります。抑制すること、そして家庭生活における協力と社会生活の両立と

いうことを掲げてまいります。注目すべきは、頭に全部男女とついているんです。これは、当然ながら、男女共同参画ですからつきますが、現実には、やはりこれは女性の解放を狙ってというのが実態かと思えます。憲法は第13条、第14条、24条でいずれも以上のことを指針を定めて規定しておりますが、なかなかこの線を七十数年の間に、これは定着がしにくかった、である前にこういう条例も必要になったというふうに解釈できるかと思えます。

そこで、これにかかわっての質問ですが、この4月からまんま郡上市の条例が施行されてまだ日は浅いんですけども、その間にこの参画法にかかわって、さまざまな理念の実現をめぐって市が取り組んでいることですが、折しも広報郡上の12月号を拝見しましたところなんですね。中ほど十何ページですか、14ページ、15ページとこの2面に当たって、男女共同参画サポーター及び講座を紹介します。かなり詳細に説明がされています。これを読めば、大体、御回答いただいたのと同様のような状況だと思うんですが、ただ、参画条例にはサポーター制度のほかには推進審議会を設けなさい。それからもう1点は、共同参画のプランをつくりなさいというのがあります。そういうことを含めて、今、市の取り組まれている状況を伺いたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長（日置美晴君） お答えを申し上げます。

本市では、平成22年度から男女共同参画プランを作成しまして、男女共同参画社会の実現に向け、市民の皆さんで組織されました郡上市男女共同参画推進会議のメンバーとともに推進活動を行ってまいりました。そういった中におきましても、広く捉えますと、政策や方針の決定過程の女性の参画や仕事と家庭の両立など、現在においてもまだまだ多くの課題が残されているといえます。

また、少子高齢化の進展による労働力人口の減少や出産、育児、介護などを理由とする女性の離職など、急激に変化している社会情勢に対応するためにも男女共同参画社会の実現が強く求められているのではないのでしょうか。こうしたことから、市民の皆さん、教育や保育に携わる皆さん、事業者の皆さん、そして行政が連携、協力しまして男女共同参画社会の実現に向け一層の取り組みを推進していくため、本年の3月議会において、郡上市男女共同参画推進条例をお認めいただき、4月1日より施行をいたしておりますが、現在は、この条例の第2次条例や第2次郡上市男女共同参画プランに基づきまして、事業を進めているところでございます。

男女共同参画の推進体制につきましては、条例の規定に基づいた男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施していくため、男女共同参画プランの策定を初め、重要事項を総合審議いただく郡上市男女共同参画推進審議会を設置しまして、学識経験者や公募による市民の皆さん、また事業者の代表や教育等関係など代表など14名の皆さんに委嘱をいたしました。

第1回の会議を8月に開催しまして、これまでの市の取り組みや男女共同参画プランの進捗状況などについての説明を行いました。今後は、平成31年度で現プランが終了になりますので、次期プ

ランの策定に向け、その骨格等から順次御協議をいただくということにしております。

また、今年度、市民の皆さんや事業者の皆さんが市と一緒に男女共同参画の推進に向けた具体的な取り組みを進めていただくということで、郡上市男女共同参画サポーターの設置をさせていただいております。現在は13名の個人、10の企業、1の団体に御登録をいただき、4つの班を構成して、随時打ち合わせを行いながら2回のミニ講座や郡上ケーブルテレビにおける啓発番組の制作、今年度で9回目を迎えますともいきフェアの企画運営などに携わっていただいているところでございます。

第1回のミニ講座は、アンガーマネジメント講座と題しまして、11月に開催いたしました。このアンガーマネジメントとは怒りの感情を上手に表現するという意味で多くの市民の皆さんに御参加をいただきました。次回、第2回のミニ講座は、セクハラ、パワハラスッキリ講座と題しまして、12月16日日曜日に郡上市総合文化センターにて開催を予定しております。

また、人と人とがともに生き生きと暮らせる社会を目指すということで、ともいきフェアと名づけております。恒例のイベントにつきましては、来年の1月27日日曜日に同じく郡上市総合文化センターにて開催予定であります。この内容については、現在、サポーターの皆さんを中心に企画をいただいているところでございます。このほか、男女共同参画を広く市民の皆さんに知っていただくため、ケーブルテレビにて3本の啓発番組の制作、放映を行うこととしておりまして、既に、ごらんをいただいた方もあろうかと思いますが、1本目は11月24日から12月7日まで放映しているところでございます。さらに、これまで本市の男女共同参画の推進に携わっていただいた方々が、女性のネットワークづくりと支援等を目的といたしまして、リボンという団体を立ち上げられ活動を始められました。男女共同参画サポーターにも御登録をいただきまして、事業の企画や運営にかかわっていただいております。非常にありがたく、また心強く感じているところでございます。

このように男女共同参画社会を実現するという事は一朝一夕にかなうものではありませんので、市民の皆さんとの協働による地道な取り組みを1つ1つ満たされていくことが大切であると考えております。

今後も多くの皆さんとかかわりを持ちながら一緒になって、男女共同参画社会の実現に向け取り組んでまいりたいと考えております。

(4番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 野田勝彦君。

○4番(野田勝彦君) 今、最後におっしゃいました多くの市民の皆さんと一緒にという、私、この広報郡上の13名の個人の方、それから10の企業の方、1団体の、本当に率先してこうして参加されてすばらしいと思うんですね。心より応援をしていきたいと思っております。

それでは、続けて次の項目でございまして、同じく、今回、広報がよう出てまいりますが、これ

は11月号でございますが、前の月です。その12ページのほうに市の人事行政の運営状況というのがございます。かなり詳しいデータが出ておりますが、出していただいております。本当に勉強になりますし、参考になります。その一番上の表の中に、こういうのがございます。一般行政の級別職員数の状況という、これ30年の4月1日でございますが、級別ですから職階、一番下、下といえますか、最初が第1級になっております。1から第6級までございます。6級は部長級、1級は主事でございます。その男女比がずっと出てくる、人数もちろん出るんですが、男女比をちょっと紹介しますと、主事の1級は女性の比率が29.1%、これが2級主任になると25.9、係長になると24.7、課長補佐になると16、そして課長級になりますと8.5、部長ですと7.7と。およその想定は、見なくても想定はできるんですが、徐々に女性の比率が下がっていく。最終的には10%切る7.7と、これは今並んでいらっしゃる部長級の方々を見れば大体検討はつきます。

私、この数字を見たとき、これどういうふうに解釈したらいいのか、「これじゃあないよ」という御意見もあるでしょうし、普通でないという、これは日本全体の一般的な傾向に近いというふうな見方もあるかと思えます。

ただ、先ほど上げられておった理念から照らしてみると、決して、私は褒められた数字ではない、同じ数字で上がっていくとはなかなか行きませんが、できるだけ近い数字で上がっていったほうが、上がるというのは比率が、この理念にはふさわしいのではないかと思うわけです。

一方、こういう法律もございます。女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、こういうのがあるんです。29年4月に出ております。これまた新しい。その中、本当にかいつまんでポイントだけ申し上げますと、こういうふうになっています。

国や地方公共団体、これを特定事業主というそうですが、女性の職業生活における活躍の推進に関する取り組みの行動計画を立てなさい。法はそう命じておられます。続けて、その場合に、職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差、勤務時間の状況、管理的地位にある女性職員の割合などの状況を把握し分析した上で、その結果を勘案して数値を用いて定例的にこれを定めなさいと言っているんです。ここに、市に合わせて言えば、部長級になるのの比率は女性何%になるかという目標を立てて、それはもう現状を考えながらということ、こういうことを指示しているわけです。この理念から考えても郡上市の状況というのは、決して、あってももちろんおりませんでしょうし、さらに他人は期待されると私は思います。

そこで、ちょっと質問ですが、市の一般行政の職員の採用に当たって、過去3年ほどで結構ですので、男女別応募者数、それから採用者数がどんなふうであったのかを教えてください。

それからもう1つですが、女性職員が管理職等へ昇格することについて何らかの配慮がされているのか、あるいはないのか。この辺をお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長（日置美晴君） お答えを申し上げます。

まず職員の採用についてですけれども、平成27年度募集で28年度採用から平成29年度募集で30年度採用までの過去3年間における、まず最初に、一般行政職、それから消防職、保育士、幼稚園教諭や看護師等の医療系の専門職を含めた全職種についての各募集年度の男女別応募者及び採用者についての数字を読み上げますので、お願いいたします。

まず、27年度募集では応募者は124人で、そのうち男性は79人、女性は45人で、採用者は40人、そのうち男性は16人、女性は24人でした。28年度募集では応募は150人、そのうち男性は90人、女性は60人で、採用者は43人、そのうち男性は19人、女性は24人でした。29年度募集では応募者は136人、そのうち男性は80人、女性は56人で、採用者は36人、そのうち男性は22人、女性は14人でした。この3年間平均の女性の割合は、応募者では39.3%と少し低い割合ですけれども、採用に至った方は52.1%と逆に高くなっております。

それから一般行政職、土木建築職も含めた一般行政職の同じ数字ですけれども、27年度が応募者70人で、男性は57人、女性は13人、採用者は11人で、男性は7人、女性は4人。28年度は応募者85人で、男性63人、女性22人、採用14人で、男性は11人、女性は3人。29年度は応募者75人、男性49人、女性26人を、採用者18人、男性は14人、女性は4人でございます。

このように3年間の平均の女性の割合は一般行政職でいいますと、応募者が26.5%で、採用者も25.6%と同程度でともに低い割合となっております。

一方、消防職や保健師、保育士、幼稚園教員、看護師等の専門職につきましても、各3年の平均の女性の割合は、応募者が55.6%、採用者は67.1%と両方とも女性の割合が高くなっておるところでございます。

なお、新規採用職員の募集につきましては、どの職種におきましても受験資格に性別等の制限はなく、同じ条件で募集を行い、また同じ条件で採用試験を実施しているところでございます。

次に、管理職等への昇格についてですが、合併以来、外部試験管も含めまして昇任試験を行っており、男女同一の基準で受験資格を与え、また男女同一の試験を実施しておりまして、その結果を踏まえ、意欲と能力のある職員には男女に限らず昇格をいただいているところでございます。また、男女を問わず、優秀な職員の積極的な登用を図るため、昇任試験の実施に当たりましては、昨年度より一般行政職の管理職昇任試験の受験資格の要件の見直しを行っておりますし、その他の職種についても同様に受験資格の緩和を図っているところでございます。ちなみに、本年4月1日の管理職員につきましては、前職主査は120人おりまして、そのうち女性は20人で、割合は16.7%となっております。これは平成28年度が14.7%、29年度が15.5%であることから、着実に上昇しているといえると思います。

また職種別では、一般行政職の管理職員72人中、女性が4人で5.6%と低い状況となっている一

方で、看護師等については管理職10人全員が女性であり、職種によって男女の割合の違いが見られます。消防職や保健師、医師、看護師等のように職種によって性別にある程度の偏りがあることはやむを得ない面もあると思っております。しかし、一般行政職においては、職員に占める女性の割合が2割と、絶対数が低いということもありますけれども、女性の管理職が少ないため、みずからのキャリアデザインを明確にし、高いモチベーションを持って積極的に昇任試験に挑戦してくれる女性を育成していく必要があると思っております。本市では、平成28年4月に策定いたしました先ほど御紹介いただきました女性活躍推進法に基づく郡上市特定事業主行動計画、これに基づきまして、総務省、自治体が初めとする各種研修への女性職員の参加機会を確保するとともに、管理職の女性職員と非管理職の女性職員との意見交換会など実施をしております。さらに、今年度は、中堅職員を対象にしました女性職員キャリアアップ研修を実施するなど、女性職員の活躍の推進に向けた取り組みを進めているところでございます。

また、女性の仕事と家庭との両立を支援するため、男性職員の配偶者出産休暇や育児参加のための休暇の取得、あるいは年次有給休暇の計画的取得など推進にも取り組んでいるところでございます。

御質問にございました広報11月号の市の人事行政の運営状況に掲載しました職員数の状況につきましては、一般行政職の男女比のみでございまして、全職員では男性58%、女性42%とそれほど大きな差にはなっておりません。この一般行政職における男女の割合は、男性が約8割と非常に高い状況となっておりますが、保育士、幼稚園教諭や保健師、看護師等の職種におきましては、女性が96.6%を占めている状況で、職種によって男女の構成比が大きく異なっているということは、男女がそれぞれ希望される職種の違いのあらわれであるというふうにとられております。

なお、近年では、先ほど申し上げました一般行政職における女性の応募者が徐々に伸びていておりますので、今後も引き続き優秀な女性職員の確保にも努めてまいりたいと考えております。

また、管理職の職員の登用におきましても、本年度の定期人事異動により、振興事務所長、本庁次長に女性職員を登用するなど、一般行政職で2名、看護師と医療職で6名の女性管理職を新たに登用させていただいております。今後も女性職員の活躍に向けた環境を整えることにより、意欲、能力のある女性職員が積極的に昇任試験に挑戦していただき、管理職への登用が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

(4番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 野田勝彦君。

○4番(野田勝彦君) 詳細にありがとうございました。全体として見ると、職種を超えてほぼ共同作業にふさわしい数字だというふうに申せますが、部分的にはいろいろ特徴がありまして、またふさわしい仕事もあるでしょうから、やむを得ない面もありますけれども、ただ次の質問にかかわって

まいります、2017年ですから昨年に当たりますが、世界経済フォーラムというところがジェンダーギャップ指数というのを発表しております。ジェンダーギャップという、これ男女の格差を指数であらわすという、これが参考までに日本の順位は、144カ国調査したんですが、何と114番目に当たる、知ると愕然とするんですが、こういう状況でございます。これ御存じのように、北欧諸国はやはり高い位置にあります。欧米諸国はやはり高いというところ推移する。なぜ日本がこんなに低いのかと、我が日本は民主主義の国やから私たちは思っておるんですが、決して、世界から見るとそうではないみたいなんです。このジェンダーギャップの指数は4つの指標を用いるんですが、1つは経済、もう1つは政治、もう1つは健康保険、そして教育です。このうち2つは世界レベルです。日本は。残る2つは愕然とする数字が出てきます。愕然とするのは、経済と政治です。経済でいえば、日本の社会で私たちは、家庭の主婦は家において働くというイメージが意外と根強く、しかし、家庭の主婦も夫もともに働いている。どこで働くかいろいろありますけれども、ともに働いている。昔、私が子どものころ、やはり農家は男も女も主婦も夫もみんな同じように働き、汗を流しておった。ところが、現代は外で働く場合は報酬が、家で働く場合は無報酬という、当たり前といえば当たり前、しかし、よく考えてみれば、これはおかしいこと。これが実をいうと、このギャップを引き下げている大きな要因になっているらしい。もう1つ、政治の分野でいえば、もう御存じのとおり、地方、中央含めて愕然とするのが議員の女性の数です。政治というのは、法律をつくり、制度をつくり、予算を配分する社会のあり方を決めるわけですから、社会の仕組みをつくるわけですから、政治の場で。そこへ女性が参加できないということは、あるいは参加しないのか、できないのか、両方あると思いますけれども、これはやはり決定的な問題なんですね。こういうことを含めるとやはり日本が114番になってしまうと。しかしながら、それでもなおかつこういう組織がございます。成田には。輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会、平成26年につくられています。これは企業のトップ、リーダーですからトップ、大学の学長、あるいは自治体の首長などがさまざまな方が参加して行動宣言を発せられておるわけです。現在、全国で150人だと聞いておるんですが、全国で150人ほど、わずかなもんだなと思いつつも、しかし、これは徐々にふえていくと私は思っておりますし、そう願いたいものです。ちなみに、岐阜県で参加されているのは、たった2人なんです。実は。お1人は古田県知事さんです。もう1人は我が郡上市の日置市長です。私はこれを知ったときには本当に感動いたしました。この男性リーダーの会員の中の1人、京都の市長はこう言っています。「平成32年度当初までに管理職に占める女性の割合を20%に引き上げる」と宣言をされている。以下ずっとここにいっぱいありますけれども、以下時間がないので素通りしますが、最後に、市長さんにこのリーダーの会に参加されて、その熱い思いをひとつ語っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをしたいと思います。この輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会というのは、今は、多分、200人余ぐらいにふえているというふう聞いております。その中で、いわゆる地方自治体の首長は知事、市町村長合わせて六十数名ぐらいというふうにお聞きをしておりますが、これは実は、私は図らずもというか、前内閣のときに、たしか、野田聖子総務大臣が女性活躍担当大臣も兼務しておられたというふうに思いますが、ことしのあるとき、総務省の幹部といろいろ懇談をする機会の中で、総務省からこの女性活躍の担当の仕事を終え、内閣府のほうへ出向している幹部の方から、野田大臣がこの仕事で頑張っているの、郷土の首長としてもぜひ応援をしてほしいという話がございます。私、詳しい事業を必ずしも十分知っていたわけではなかったんですけども、「わかりました」と言った手前、その後、こういう形でこの会に入ったということがございますが、しかし、入った以上はしっかりやらなきゃいけないと思いますし、まず先ほど市長公室長のほうから話をいたしましたように、またこの男性リーダーの会というのは、1つ、私は、郡上市の市役所の組織としての一応責任者であるということと、それからもう1つは、郡上市という地域社会のやはり一応これについても一定の責任を負っている者として、これからますます女性の活躍ということが大切なところありますので、こういう会に入らせていただいて勉強をさせていただきながら、しっかりやっていきたいというふうに思っております。

先ほどの市役所の職員については、本当に男女の差別なく、能力本位で能力、意欲本位で採用も決めておりますし、また、いろいろ幹部への登用ということも本当にそのようにやってきております。ことしの、今度、来年春入ってくる一般の行政職はちょっと聞いてみますと、全体の中の相当数、むしろ、女性の職員のほうが成績もよく、意欲もあり、多分、採用の人数も多くなるだろうというような話も聞いておるところでございます。

また一方、地域社会としての女性の活躍という意味からも、例えば、郡上市では、今、農業女子会というような組織もつくられておまして、これについても、私、「こういうところで物をつくりたい」と言われたときに賛同いたしました。ぜひ、いろんな意味で活躍をしていただけるようにということで、よそのいろんな先進企業や先進自治体等の状況もつぶさに今後も勉強しながら、女性の活躍できる、そして男女ともに活躍できる社会をつくっていくように努力したいと思います。

（4番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 4番 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） 時間がありません。申しわけございません。必ずしも最初は熱くなかったかもしれませんが、今十分に熱いと思いますので、私も応援します。ぜひとも頑張ってもらいましょう。ありがとうございました。以上で終わります。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、野田勝彦君の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（兼山悌孝君） これで、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

御苦労さまでした。

(午後 3時09分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 兼 山 悌 孝

郡上市議会議員 山 川 直 保

郡上市議会議員 田 中 康 久

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長

郡上市議会議員

郡上市議会議員